

SS過疎地対策ハンドブック

平成28年5月 策定

平成29年5月 改定

SS過疎地対策協議会

はじめに

全国のガソリンスタンド(サービスステーション:SS)数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。これに伴い市町村内のSS数が3か所以下のSS過疎地市町村は、平成29年3月末時点で302市町村と、昨年度から14市町村増加しています。

近隣にSSがない地域では、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す恐れがあることなど、いわゆる「SS過疎地問題」は、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から、全国的な課題となっております。

SS過疎地においては、事業の採算が困難なケースが多く、SSの維持を石油元売会社や石油製品販売事業者による企業努力に求めるだけでは限界があり、今後更にSS過疎地が拡大し、多くの地域において石油製品の安定供給に支障が生じるおそれがあり、ひいては地域の衰退に繋がる懸念が懸念されます。

SSは、地域の燃料供給拠点として、最も身近なインフラ機能の一翼を担う存在であることを認識し、過疎地におけるSSを維持していくためには、需要は減少傾向が続くことを踏まえ、SSの効率的な運営等による経営体質の強化と、需要に応じた適正規模、適正配置が求められるとともに、地域の実態を踏まえ、将来を見据え、自治体がリーダーシップをとり、過疎地域で確保すべきSSの目標数を設定し、早めの対策を行うことが肝要です。

SS過疎地対策の先進事例をみると、自治体のリーダーシップのもとで、地元住民・石油業界・国も協力しつつ、地元のプレーヤーの協力体制を構築し、地域の現場のニーズに合致した対策をコーディネートしていくアプローチが有効です。

SS過疎地問題への対処は4段階のプロセス、すなわち①課題の認知、②検討、③実践、④評価・改善が必要です。しかしながら、対策・支援の実施・検討に取り掛かられていない自治体や、担当部署すら明確になっていない自治体が散見されます。従って、課題の認知という第一ステップから取りかかる必要があります。

このため、平成27年3月に石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会(各都道府県石油商業組合)及び国は、SS過疎地対策協議会を設置し、地域における燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けて、SS過疎地対策の必要性の発信、地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置を行うほか、各主体が役割に応じた取組を推進しています。

本ハンドブックはSS過疎地対策協議会の取組の一環として、SS過疎地の現状、先進事例及び共通して見られる「3つのアプローチ」、SS過疎地対策に取り組むための「4段階のプロセス」を紹介するとともに、SS設備更新に必要なコストや国による支援策等のビジネスプラン検討に必要な基礎情報・支援ツールを整理しています。SS過疎地において地域が一体となって課題解決に取り組む一助となれば幸いです。

SS過疎地対策協議会

目次

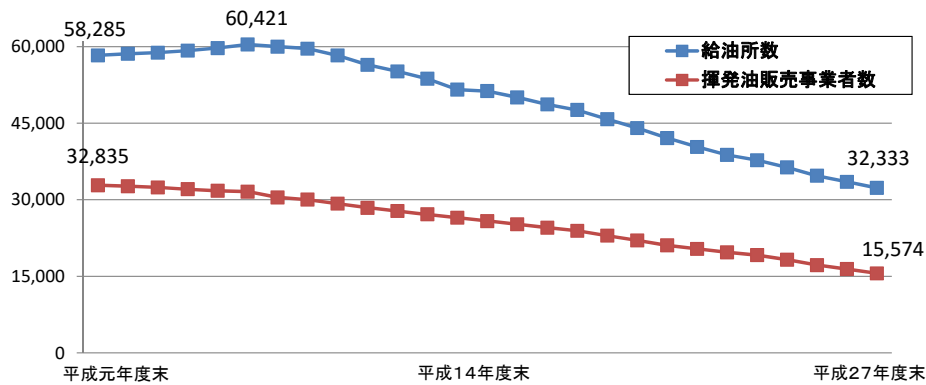
1. SS過疎地の現状.....	3
(1) 石油製品販売業を取り巻く現状.....	3
(2) SS過疎地について	11
(3) SS過疎地市町村一覧	12
(4) 道路距離に応じたSS過疎地一覧	13
2. 先進事例の紹介と共通して見られる「3つのアプローチ」.....	16
3. 3つのアプローチを実行に移すための「4段階のプロセス」.....	29
4. ビジネスプランの策定に必要な基礎情報・支援ツール	34
(1) SS運営に係る想定されるコストの試算	34
(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策.....	41
(3) 「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」の概要.....	46
(4) 地方創生を巡る動き.....	48
(5) 石油業界関係事業者の取組.....	50
(6) 各種相談窓口	53

1. SS 過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状

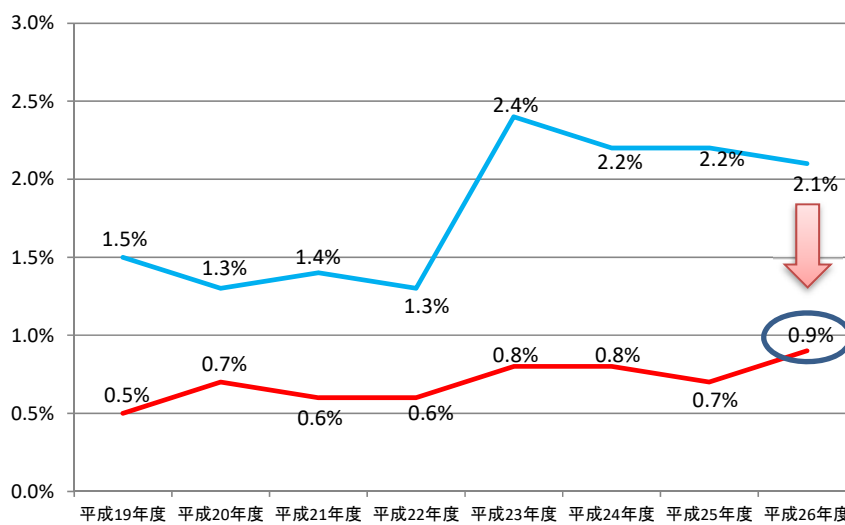
- 全国のSS数は平成6年度末をピーク(60,421)にその後減少傾向で推移。(平成27年度末時点で32,333件)
- ガソリン販売量は、少子高齢化や自動車の燃費向上等といった構造的な要因により、今後も減少傾向(年▲2.2%)が続く見込み。
- また、商品の差別化が困難であることから、価格競争が激化。特に人口減少が激しい地域ではSSの収益率が低下。

【SS数及び石油販売事業者数の推移】



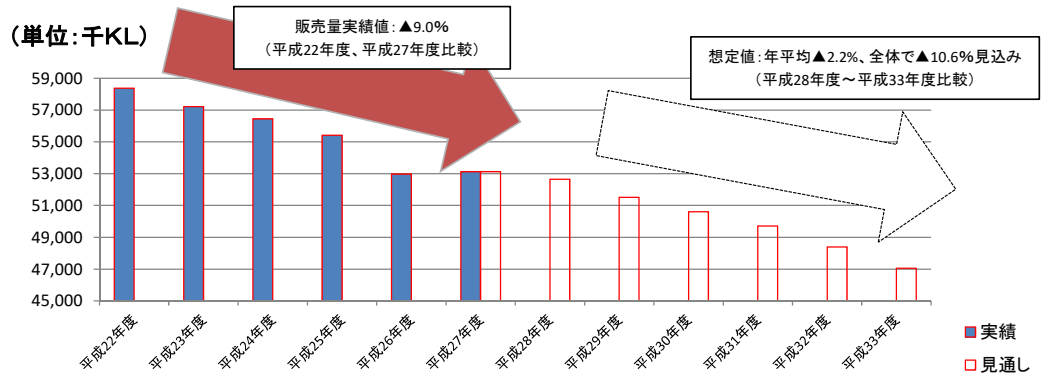
(出典)資源エネルギー庁調べ

【小売業・ガソリン販売業の営業利益率の推移】



出典 ガソリン販売業:石油製品販売業経営実態調査報告書(平成27年度調査版)
小売業:年次別法人企業統計調査(財務省)

【ガソリン販売量の推移】



(出典)平成 22～平成 27 年度実績値「資源エネルギー統計」資源エネルギー庁
平成 28～平成 33 年度想定値:「石油製品需要見通し(平成 28 年 4 月)」石油製品需要想定検討会

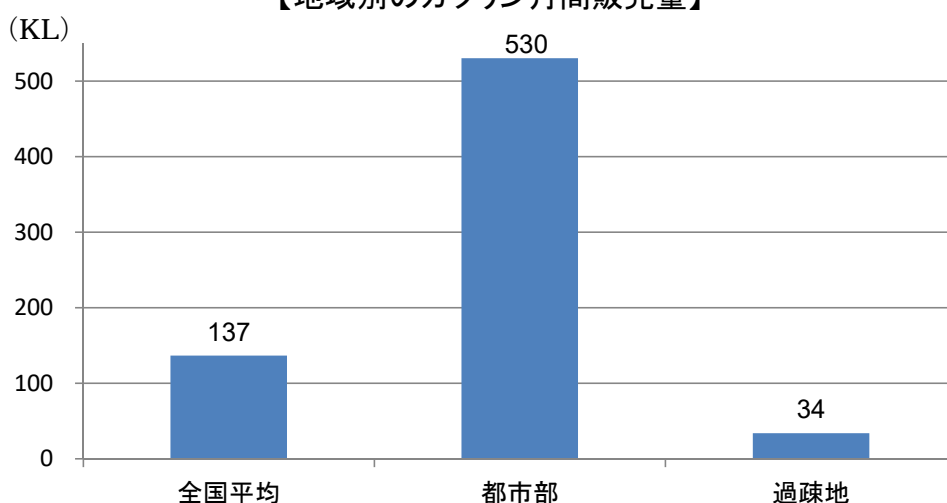
【都道府県(所在地)別給油所数の推移】

- 首都や中京・阪神などの都市部はSSの減少率大きいことが分かります。これは地域の需要が大きいためセルフ化による設備大型化に係る投資が進みやすく、コンビニ等への転業も容易であるためSSの集約・統合が進んでいるためと考えられます。
- 他方で、相対的にSS過疎地の多いその他地域の方が、SSの転廃業が進みにくい傾向にあり、設備更新投資が進んでいない傾向にあります。こうした地域では、設備の寿命や経営者の高齢化に伴い、同時期にSSの閉鎖・共倒れが相次ぎ、突如としてSS過疎地問題に直面するリスクがあります。

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	10年間の減少率
北海道	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	1,855	20.9%
北海道	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	1,855	20.9%
青森県	795	771	743	716	682	688	658	621	596	581	26.9%
岩手県	764	727	699	667	645	602	582	557	545	537	29.7%
宮城県	946	908	859	816	783	743	727	677	665	663	29.9%
秋田県	659	632	614	596	582	578	553	502	498	497	24.6%
山形県	683	649	617	575	555	539	521	490	485	481	29.6%
福島県	1,210	1,153	1,122	1,049	1,008	987	961	897	891	875	27.7%
東北	5,057	4,840	4,654	4,419	4,255	4,137	4,002	3,744	3,680	3,634	28.1%
茨城県	1,751	1,676	1,608	1,541	1,496	1,449	1,404	1,301	1,256	1,184	32.4%
栃木県	1,122	1,041	1,002	971	934	897	868	794	756	722	35.7%
群馬県	1,083	1,039	996	948	912	906	875	808	768	703	35.1%
埼玉県	1,606	1,551	1,510	1,447	1,387	1,351	1,302	1,225	1,156	1,083	32.6%
千葉県	1,876	1,798	1,717	1,666	1,599	1,557	1,500	1,391	1,318	1,204	35.8%
東京都	1,807	1,701	1,581	1,502	1,439	1,385	1,340	1,275	1,180	1,125	37.7%
神奈川県	1,460	1,374	1,310	1,262	1,207	1,175	1,129	1,072	1,003	921	36.9%
新潟県	1,302	1,262	1,220	1,181	1,148	1,132	1,099	1,024	1,002	957	26.5%
山梨県	587	569	530	513	500	489	461	441	431	404	31.2%
長野県	1,289	1,252	1,210	1,155	1,114	1,078	1,033	963	928	903	29.9%
静岡県	1,566	1,524	1,458	1,382	1,343	1,302	1,265	1,200	1,144	1,085	30.7%
関東	15,449	14,787	14,142	13,568	13,079	12,721	12,276	11,494	10,942	10,291	33.4%
富山県	519	506	469	460	440	428	419	412	405	397	23.5%
石川県	515	496	477	455	425	422	411	390	373	361	29.9%
岐阜県	1,054	1,002	950	927	888	867	835	798	781	757	28.2%
愛知県	2,183	2,110	1,990	1,901	1,809	1,770	1,649	1,618	1,572	1,520	30.4%
三重県	888	855	820	781	763	733	699	668	653	634	28.6%
中部	5,159	4,969	4,706	4,524	4,325	4,220	4,013	3,886	3,784	3,669	28.9%
福井県	414	401	386	361	343	324	318	304	297	292	29.5%
滋賀県	477	463	447	418	404	383	359	357	342	333	30.2%
京都府	635	604	582	560	530	514	488	468	452	449	29.3%
大阪府	1,565	1,474	1,397	1,327	1,247	1,199	1,158	1,089	1,034	999	36.2%
兵庫県	1,438	1,401	1,347	1,294	1,255	1,223	1,170	1,120	1,096	1,053	26.8%
奈良県	431	401	376	366	347	337	331	321	303	294	31.8%
和歌山県	564	537	521	497	477	462	432	423	412	387	31.4%
近畿	5,524	5,281	5,056	4,823	4,603	4,442	4,256	4,082	3,936	3,807	31.1%
鳥取県	325	310	301	285	270	267	255	252	239	237	27.1%
島根県	470	460	445	421	404	398	380	371	361	352	25.1%
岡山県	896	876	826	795	756	729	688	669	647	635	29.1%
広島県	1,083	1,043	984	944	898	871	835	822	797	770	28.9%
山口県	666	654	606	591	560	542	509	501	483	462	30.6%
中国	3,440	3,343	3,162	3,036	2,888	2,807	2,667	2,615	2,527	2,456	28.6%
徳島県	550	526	505	491	465	449	420	405	381	369	32.9%
香川県	494	480	465	443	425	416	398	386	377	374	24.3%
愛媛県	788	766	741	718	697	674	635	622	609	596	24.4%
高知県	487	469	446	437	427	411	400	390	374	369	24.2%
四国	2,319	2,241	2,157	2,089	2,014	1,950	1,853	1,803	1,741	1,708	26.3%
福岡県	1,369	1,330	1,255	1,188	1,125	1,120	1,102	1,069	1,035	1,020	25.5%
佐賀県	464	443	421	410	391	379	370	360	347	327	29.5%
長崎県	677	663	632	598	571	569	556	543	538	530	21.7%
熊本県	1,049	1,016	958	929	888	873	843	809	798	777	25.9%
大分県	685	673	642	612	582	566	539	526	518	502	26.7%
宮崎県	698	678	643	617	596	581	566	551	537	528	24.4%
鹿児島県	1,165	1,127	1,094	1,057	1,009	990	964	923	903	881	24.4%
九州	6,107	5,930	5,645	5,411	5,162	5,078	4,940	4,781	4,676	4,565	25.2%
沖縄県	391	384	375	372	370	365	363	357	352	348	11.0%
沖縄	391	384	375	372	370	365	363	357	352	348	11.0%
全国合計	45,792	44,057	42,090	40,357	38,777	37,743	36,349	34,706	33,510	32,333	29.4%

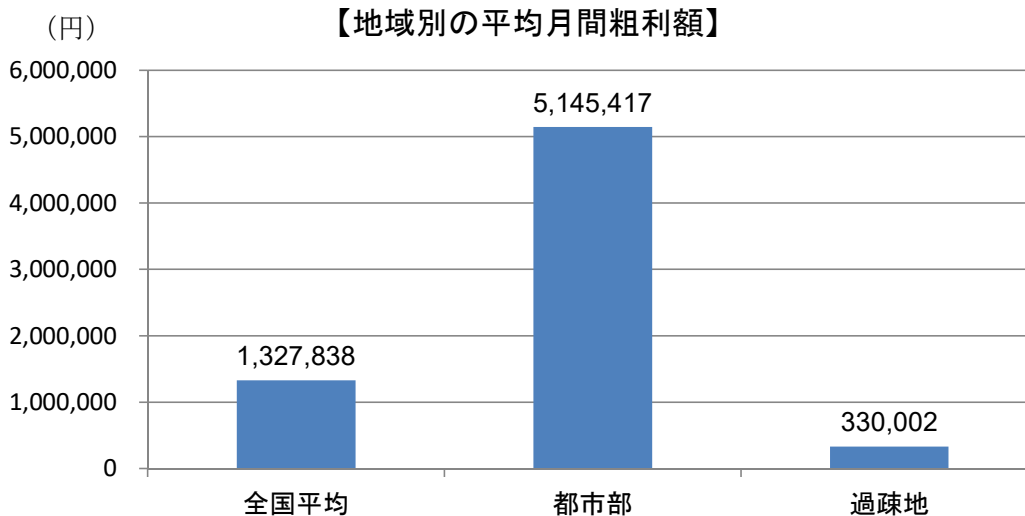
- 都市部と過疎地では月間のガソリン販売量が大幅に異なります。全国的に見ても、販売量が少ないほど営業利益が赤字となりやすい傾向にあることから、SS過疎地においては燃料油販売に特化しては、将来の更新投資に必要な内部留保が十分に進まないことは明らかです。
- 中長期的に燃料の安定供給の役割を果たすためにも、地域のニーズに応える総合生活サービス拠点として、ビジネスの多角化に取り組むことが不可欠です。全国的に見てもSS専門の事業者よりも兼業の事業者の方が営業利益率が高い傾向が見られます。

【地域別のガソリン月間販売量】



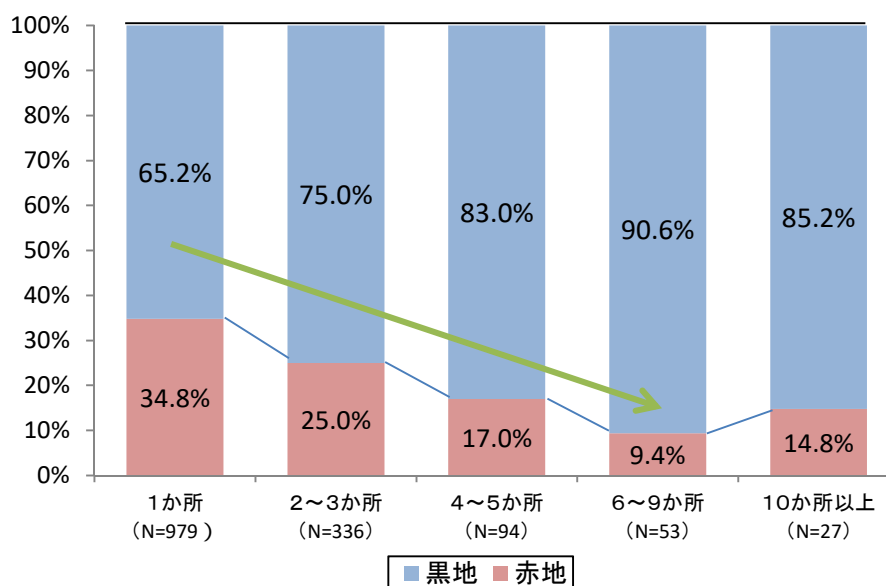
全国平均:「資源・エネルギー統計」(資源エネルギー庁)における国内向け販売量及び全国の給油所数から推計
 都市部:都道府県別石油製品販売量(石油連盟)における東京都の販売量及び東京都の給油所数から推計(平成27年度)
 過疎地:石油製品販売業経営実態調査報告書(平成28年度調査版)におけるSS過疎市町村に所在するSSの平均販売量(N=36)

【地域別の平均月間粗利額】



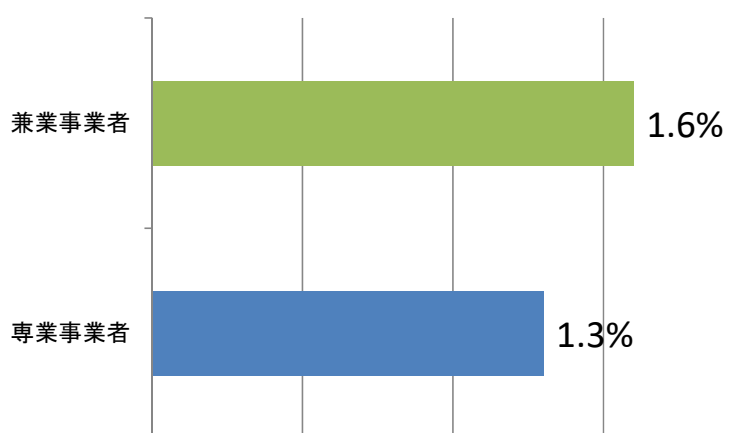
上記の販売数量にレギュラーガソリンの1リットル当たりの平均粗利単価を乗じて算出。
 平均粗利単価:一般社団法人全国石油協会「石油製品業経営実態調査」(平成28年度調査版)

【給油所数別の赤字・黒字比率(営業利益ベース)】



出所) 全国石油協会「石油販売業経営実態調査」(平成 28 年度調査)

【SS専業・兼業事業者平均営業利益率】



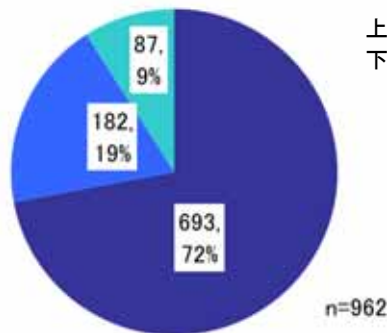
出所: 一般社団法人全国石油協会「石油製品販売業経営実態調査」(平成 28 年度調査版)

【平成28年度 SS 過疎地実態調査】

- 過疎地 SS における経営の実態および今後の事業継続の見通し等を把握し、今後の我が国の SS ネットワークの推移シナリオについて分析するためにアンケート調査を実施。
- 今後の事業継続意思については、「継続する」が 72%であったが、他方で「未定」が 19%、「廃業を考えている」は 9%にのぼった。
- 給油所運営の課題としては、最も多かったのは経営面の課題（「燃料油販売量減少」73%、「粗利益減少」65%）、ついで人材面の課題（「従業員確保」32%「後継者確保」8%）、設備面の課題（「施設の老朽化」28%、「地下タンク規制強化への対応」11%）の順であった。
- また、施設の老朽化と回答された場合の地下タンクの年数は 30 年～50 年の間で 65%を超えた。

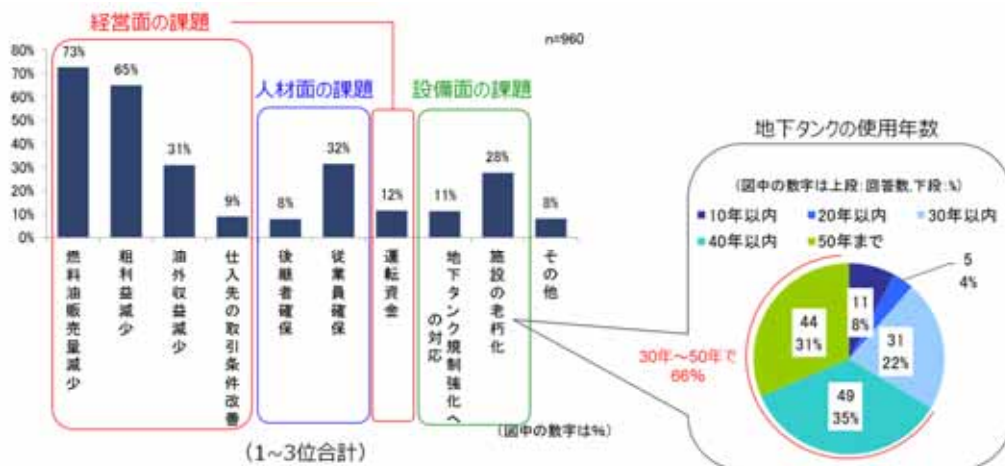
【今後の事業継続意思】

■ 1. 継続する ■ 2. 未定 ■ 4. 廃業を考えている



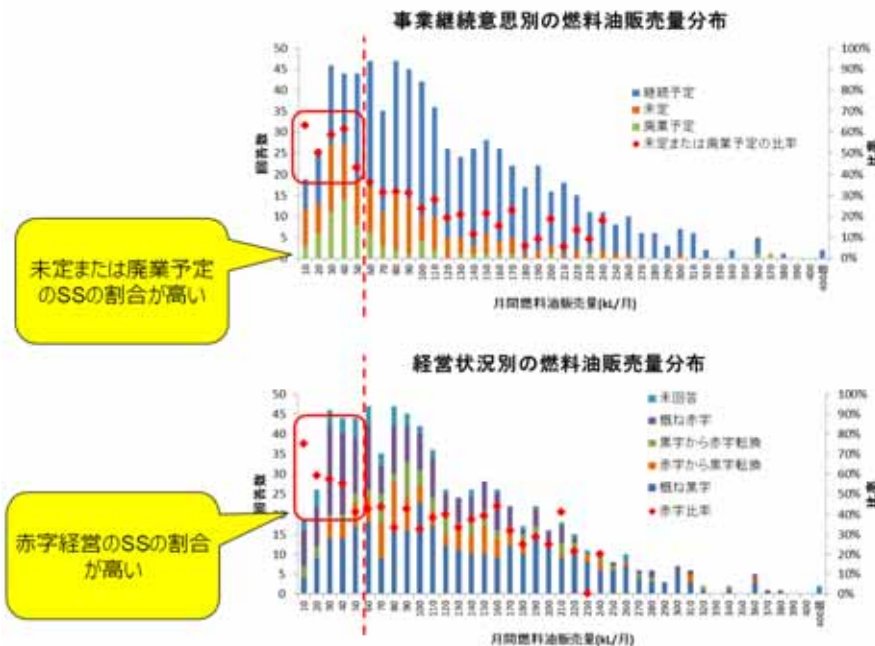
上段: 回答数
下段: 回答数に占める割合

【給油所運営の課題】

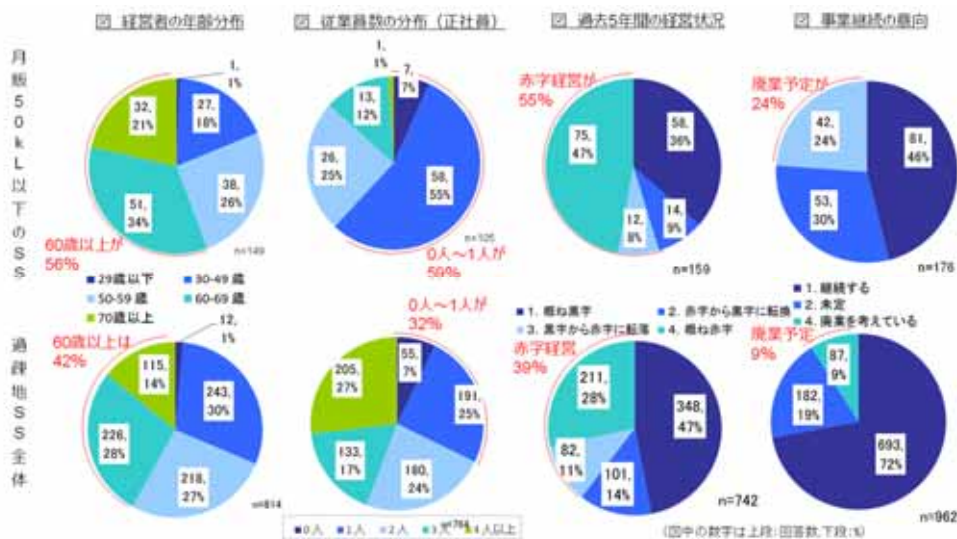


- 販売量別の事業継続意思、経営状況を分析すると、月間燃料油販売量が 50kL を下回る SS は、廃業予定や赤字経営の割合が大きい。
- 過疎地 SS の中でも販売量に大きなばらつきがある。販売量の小さいセグメント(月販 50kL 以下)では全体平均値と比較して経営者年齢、従業員数、経営状況、事業継続意向に顕著な差が見られ、厳しい経営状況。
- 過疎地 SS 全体を平均すると、燃料油販売量や経営状況に全国平均と大きな差異は見られない。
- 他方、燃料販売量の少ない SS は、L あたり人件費及び物流費など、元々高コストとならざるを得ない構造を抱えている。

【販売量別の事業継続意思、経営状況】



【月販50KL 以下の事業者の状況】



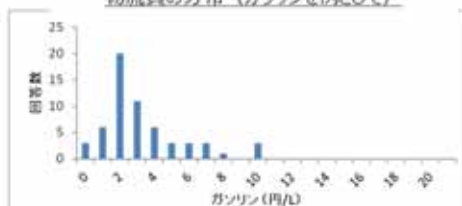
【燃料供給費目の比較、物流費の分布】

表 燃料供給費目の比較

項目	零細過疎地SS	過疎地SS平均	SS全国平均
月間燃料油販売 (3油種合計)	29.6kL/月	114.5kL/月	131.4kL/月
従業員数 (派遣含む)	2.9人	5.0人	4.9人
Lあたり物流費	3.6円/L(ｶﾞソﾘﾝ) 4.3円/L(灯油) 3.2円/L(軽油)	3.0円/L(ｶﾞソﾘﾝ) 4.3円/L(灯油) 3.9円/L(軽油)	約1.5円/L (関係者 ヒアリング)
Lあたり人件費※	18.3円/L	7.8円/L	6.7円/L
⑤1人分の給油業務が効 率化できた場合	▲5.6円/L	▲1.4円/L	▲1.3円/L
参考：粗利単価	—	—	9.7円/L(ｶﾞソﾘﾝ) 14.1円/L(灯油) 14.9円/L(軽油)

出所) 平成27年度経営実態調査(全国石油協会)、本アンケート調査結果よりMRI推計
 ※人件費は1名分を所長クラス年収431万円/人、その他を一般社員315万円/人として推計。
 総人件費のうち、経営実態調査による総売上金額に占める3油種の売上比率(約63%)を
 必要人件費分として計上し試算。

物流費の分布(ガソリンを例として)



物流費不明の理由



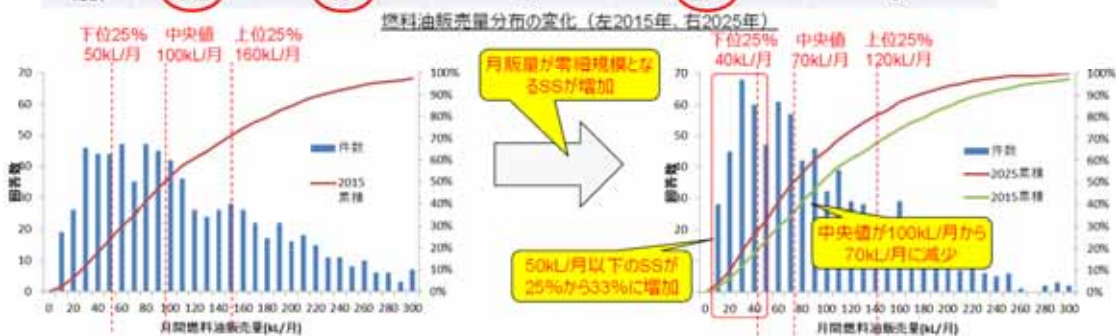
- 廃業を考えるSSが含まれる市町村も69か所存在し、うち16か所は近い将来SSゼロ市町村となる可能性が高い。
- 廃業予定または未定のSSが含まれる市町村数は全体の約半数(204か所)存在した。
- 今後の燃料油需要は引き続き減少見込み(2021年に向けて年率1.5%減、2025年約14%減)であり、とりわけSS過疎地自治体においては、日本全体と比べても急激な人口減少が見込まれる。このことを踏まえると、経営環境の厳しい零細SS(月販50kL以下)の比率はさらに増加見込み(2015年25%⇒2025年33%)

【市町村別廃業発生状況等の整理】

市町村別廃業発生状況等の整理

	市町村数	廃業予定のSSが含まれる市町村数	廃業予定のSSが100%の市町村数	廃業予定または未定のSSが含まれる市町村数	廃業予定または未定のSSが100%の市町村数
全回答	237	36	10	104	25
部分回答	247	33(7)*	6	100	36
未回答	58	—	—	—	—
総計	542	69	16	204	61

*廃業発生と廃業を考えているSSの両方がある市町村数



(2) S S 過疎地について

SS過疎地の数

SS過疎地は、市町村内のSS数が3か所以下の自治体として定義し、平成25年から公表しています。なお、平成28年度末のSS過疎地は302市町村(一覧は8ページ参照)となっています(平成24年度末は257市町村、平成25年度末は265市町村、平成26年度末は283市町村、平成27年度末は288市町村)。

一方、同一市町村内にSSが少ない場合であっても隣接自治体で営業するSSが相当数に上り、そこで給油を行うこと等により、実際の生活上、燃料供給に関する支障が生じていない地域も存在します。住民基点、個別住民の実生活上の利便性の視点からは、居住地から一定距離圏内にSSが存在しない地域における実態把握も重要です。このため、参考として、居住地から最寄りSSまでの道路距離を分析・評価した地域情報について、自治体との共有を図りつつ、さらに今後のSS過疎地対策の検討を進めます。

石油製品流通網把握システムによる道路距離に応じたSS過疎地

GISを活用したSS過疎地の実態把握や災害時のオペレーション対応など幅広い活用が期待できるSS立地情報把握システム28年度に構築しました。

本システムにより、人口分布や道路距離に応じたSS過疎地の抽出を行ったところ、「最寄りSSまでの道路距離が15km以上離れている住民が所在する市町村」は、302か所となっています(一覧は9ページ参照)。

SS過疎地を抱える自治体における取組の推進

市町村内のSSが3か所以下、または最寄りSSまでの距離が15km以上ある住民を抱える自治体においては、持続可能な地域づくりを進める上で、地域住民への安定したエネルギー供給網の整備・維持が不可欠です。

また、こうした取組は地域における他の重要インフラ(医療施設、教育施設、郵便局、金融機関、商業施設等)の整備・維持と並行して整理・検討することが持続可能な地域づくりにおいて、重要であると認識しています。

(3) S S 過疎地市町村一覽

市町村別に見るSS過疎の状況

資料：平成29年3月31日時点SS登録データによる
平成29年3月31日時点市町村数：1,718（東京特別区を除く）

<SS数が少ない市町村>

※3箇所以下 計302

SS数が0箇所：12町村

1 青森県	中津軽郡西目屋村
2 新潟県	岩船郡粟島浦村
3 富山県	中新川郡舟橋村
4 大阪府	豊能郡豊能町
5 奈良県	磯城郡三宅町
6 奈良県	北葛城郡上牧町
7 奈良県	吉野郡黒滝村
8 奈良県	吉野郡川上村
9 和歌山県	東牟婁郡北山村
10 山口県	玖珂郡和木町
11 鹿児島県	鹿児島郡三島村
12 鹿児島県	鹿児島郡十島村

SS数が1箇所：75町村

1 北海道	上磯郡木古内町
2 北海道	古宇郡神恵内村
3 北海道	余市郡赤井川町
4 北海道	空知郡上砂川町
5 北海道	樺戸郡月形町
6 北海道	雨竜郡秋分町
7 北海道	雨竜郡北竜町
8 北海道	古平郡初山別荘村
9 青森県	東津軽郡蓬田村
10 青森県	下北郡風間浦村
11 秋田県	南秋田郡大湯村
12 山形県	最上郡金山町
13 福島県	南会津郡檜枝岐村
14 福島県	河沼郡湯川村
15 福島県	大沼郡三島町
16 福島県	大沼郡昭和村
17 福島県	西白河郡中島村
18 群馬県	多野郡上野村
19 埼玉県	秩父郡長瀬町
20 東京都	利島村
21 東京都	御蔵島村
22 東京都	青ヶ島村
23 神奈川県	中郡二宮町
24 神奈川県	足柄上郡松田町
25 神奈川県	足柄上郡開成町
26 神奈川県	足柄上郡真鶴町
27 神奈川県	愛甲郡清川村
28 石川県	能美郡北川町
29 山梨県	南都留郡西桂町
30 山梨県	南都留郡鳴沢村
31 山梨県	北都留郡小菅村
32 長野県	南佐久郡北相木村
33 長野県	下伊那郡平谷村
34 長野県	下伊那郡根羽村
35 長野県	下伊那郡売木村
36 長野県	下伊那郡天龍村
37 長野県	下伊那郡泰阜村
38 長野県	木曾郡玉滝村
39 長野県	東筑摩郡麻績村
40 長野県	上高井郡高山村
41 長野県	下高井郡木島平村
42 岐阜県	加茂郡東白川村
43 京都府	綴喜郡井手町
44 京都府	相楽郡南山城村
45 兵庫県	加古郡播磨町
46 奈良県	生駒郡三郷町
47 奈良県	生駒郡斑鳩町
48 奈良県	宇陀郡御杖村
49 奈良県	高市郡高取町
50 奈良県	高市郡明日香村
51 奈良県	北葛城郡王寺町
52 奈良県	吉野郡野迫川村
53 奈良県	吉野郡上北山村
54 和歌山県	日高郡美浜町
55 和歌山県	東牟婁郡太地町
56 和歌山県	東牟婁郡古座川町
57 鳥取県	隠岐郡知夫村
58 岡山県	真庭郡新庄村
59 岡山県	英田郡西栗倉村
60 山口県	阿武郡阿武町
61 徳島県	勝浦郡上勝町
62 高知県	安芸郡田野町
63 高知県	安芸郡北川村
64 高知県	土佐郡大川村
65 高知県	幡豆郡三原村
66 福岡県	鞍手郡小竹町
67 熊本県	球磨郡水上村
68 沖縄県	国頭郡大宜味村
69 沖縄県	中頭郡嘉手納町
70 沖縄県	島尻郡渡嘉敷村
71 沖縄県	島尻郡渡名喜村
72 沖縄県	島尻郡南大東村
73 沖縄県	島尻郡北大東村
74 沖縄県	島尻郡伊是名村
75 沖縄県	宮古郡多良間村

SS数が2箇所：101市町村

1 北海道	石狩郡新篠津村	92 大分県	東国東郡姫島村
2 北海道	島牧郡島伏村	93 宮崎県	児湯郡西米良村
3 北海道	寿都郡寿都町	94 宮崎県	東臼杵郡諸塚村
4 北海道	虻田郡二七町	95 鹿児島県	大島郡手換村
5 北海道	虻田郡真狩村	96 沖縄県	国頭郡東村
6 北海道	虻田郡留寿都村	97 沖縄県	国頭郡今帰仁村
7 北海道	虻田郡京極町	98 沖縄県	島尻郡鹿間味村
8 北海道	古宇郡泊村	99 沖縄県	島尻郡粟国村
9 北海道	古平郡古平町	100 沖縄県	島尻郡伊平屋村
10 北海道	樺戸郡浦臼町	101 沖縄県	島尻郡久米島町
11 北海道	雨竜郡沼田町		
12 北海道	雨竜郡樺加内町		
13 北海道	上川郡鷹栖町		
14 北海道	上川郡比布町		
15 北海道	勇払郡占冠村		
16 北海道	中川郡音威子府村		
17 北海道	天塩郡樺延町		
18 北海道	網走郡津別町		
19 北海道	常呂郡置戸町		
20 北海道	紋別郡滝上町		
21 北海道	紋別郡西興部村		
22 北海道	紋別郡陸別町		
23 北海道	足寄郡鶴居村		
24 青森県	東津軽郡今別町		
25 青森県	南津軽郡田舎館村		
26 青森県	下北郡佐井村		
27 宮城県	刈田郡七ヶ宿町		
28 山形県	西村山郡西川町		
29 山形県	最上郡舟形町		
30 福島県	双葉郡楡葉町		
31 福島県	双葉郡葛尾村		
32 福島県	東白川郡鮫川村		
33 群馬県	甘楽郡南牧村		
34 群馬県	吾妻郡高山村		
35 群馬県	利根郡川場村		
36 群馬県	邑楽郡明和町		
37 埼玉県	入間郡越生町		
38 埼玉県	秩父郡横瀬町		
39 埼玉県	秩父郡東秩父村		
40 埼玉県	南埼玉郡宮代町		
41 千葉県	長生郡睦沢町		
42 東京都	清瀬市		
43 東京都	西多摩郡檜原村		
44 東京都	神津島村		
45 石川県	河北郡内灘町		
46 山梨県	南巨摩郡早川町		
47 山梨県	北都留郡丹波山村		
48 長野県	南佐久郡南相木村		
49 長野県	上伊那郡飯島町		
50 長野県	下伊那郡下條村		
51 長野県	下伊那郡豊丘村		
52 長野県	下伊那郡大鹿村		
53 長野県	木曾郡上松町		
54 長野県	東筑摩郡生坂村		
55 長野県	東筑摩郡山形村		
56 長野県	北安曇郡小谷村		
57 長野県	上水内郡小川村		
58 岐阜県	上水内郡飯綱町		
59 岐阜県	本巣郡北方町		
60 岐阜県	加茂郡富加町		
61 愛知県	海部郡大治町		
62 三重県	桑名郡木曾岬町		
63 滋賀県	犬上郡甲良町		
64 京都府	乙訓郡大山崎町		
65 京都府	綴喜郡宇治田原町		
66 京都府	相楽郡笠置町		
67 大阪府	三島郡島本町		
68 大阪府	泉北郡忠岡町		
69 大阪府	泉南郡田尻町		
70 大阪府	南河内郡河南町		
71 奈良県	生駒郡安堵町		
72 奈良県	吉野郡下市町		
73 奈良県	吉野郡東吉野村		
74 和歌山県	伊都郡九度山町		
75 和歌山県	伊都郡高野町		
76 鳥取県	日野郡江府町		
77 岡山県	勝田郡奈義町		
78 山口県	熊毛郡上関町		
79 徳島県	勝浦郡勝浦町		
80 徳島県	名東郡佐那河内村		
81 高知県	安芸郡東洋町		
82 高知県	安芸郡奈半利町		
83 高知県	安芸郡安田町		
84 高知県	安芸郡高岡村		
85 高知県	安芸郡芸西村		
86 福岡県	遠賀郡遠賀町		
87 福岡県	朝倉郡東峰村		
88 福岡県	田川郡赤村		
89 福岡県	築上郡吉富町		
90 佐賀県	三養基郡上峰町		
91 熊本県	球磨郡五木村		

SS数が3箇所：114市町村

1 北海道	上磯郡知内町	92 鳥取県	隠岐郡海士町
2 北海道	茅渚郡鹿部町	93 岡山県	浅口郡里庄町
3 北海道	檜山郡江差町	94 岡山県	久米郡久米南町
4 北海道	檜山郡厚沢部町	95 広島県	安芸郡府中町
5 北海道	寿都郡黒松内町	96 広島県	安芸郡坂町
6 北海道	虻田郡喜茂別町	97 香川県	香川郡直島町
7 北海道	余市郡仁木町	98 香川県	仲多度郡琴平町
8 北海道	空知郡奈井江町	99 高知県	長岡郡本山町
9 北海道	樺戸郡新十津川町	100 福岡県	遠賀郡芦屋町
10 北海道	雨竜郡雨竜町	101 福岡県	鞍手郡鞍手町
11 北海道	上川郡東神楽町	102 福岡県	田川郡糸田町
12 北海道	上川郡愛別町	103 佐賀県	杵島郡江北町
13 北海道	上川郡東川町	104 熊本県	玉名郡玉東町
14 北海道	空知郡上富良野町	105 熊本県	阿蘇郡南小国町
15 北海道	空知郡中富良野町	106 熊本県	葦北郡津奈木町
16 北海道	上川郡和寒町	107 熊本県	球磨郡球磨村
17 北海道	上川郡剣淵町	108 宮崎県	東諸県郡練町
18 北海道	上川郡下川町	109 宮崎県	児湯郡本城町
19 北海道	中川郡中川町	110 宮崎県	東臼杵郡椎葉村
20 北海道	留萌郡小平町	111 沖縄県	国頭郡野原村
21 北海道	苫前郡苫前町	112 沖縄県	国頭郡伊江村
22 北海道	天塩郡遠別町	113 沖縄県	島尻郡与那原町
23 北海道	宗谷郡猿払村	114 沖縄県	八重山郡与那国町
24 北海道	枝幸郡中磯別町		
25 北海道	礼文郡礼文町		
26 北海道	利尻郡利尻町		
27 北海道	斜里郡小清水町		
28 北海道	虻田郡豊浦町		
29 北海道	有珠郡社管町		
30 北海道	勇払郡厚真町		
31 北海道	河西郡更別村		
32 青森県	下北郡大間町		
33 岩手県	西磐井郡平泉町		
34 岩手県	仙仙郡住田町		
35 岩手県	下閉伊郡菅代村		
36 宮城県	牡鹿郡女川町		
37 秋田県	北秋田郡上小阿仁村		
38 秋田県	南秋田郡井川町		
39 秋田県	雄勝郡東成瀬村		
40 山形県	最上郡鮎川村		
41 山形県	東田川郡三川町		
42 福島県	伊達郡桑折町		
43 福島県	耶麻郡磐梯町		
44 福島県	河沼郡柳津町		
45 福島県	西白河郡泉崎村		
46 福島県	石川郡玉川村		
47 福島県	双葉郡広野町		
48 福島県	相馬郡新地町		
49 群馬県	多野郡神流町		
50 群馬県	甘楽郡下仁田町		
51 埼玉県	比企郡滑川町		
52 埼玉県	児玉郡奥里町		
53 千葉県	印旛郡栄町		
54 千葉県	香取郡神崎町		
55 千葉県	夷隅郡御宿町		
56 東京都	西多摩郡日の出町		
57 東京都	西多摩郡奥多摩町		
58 東京都	小笠原村		
59 神奈川県	逗子市		
60 新潟県	三島郡出雲崎町		
61 新潟県	刈羽郡刈羽村		
62 石川県	羽咋郡宝達志水町		
63 福井県	今立郡池田町		
64 山梨県	南都留郡道志村		
65 山梨県	南都留郡忍野村		
66 長野県	小県郡青木村		
67 長野県	上伊那郡宮田村		
68 長野県	下伊那郡阿南町		
69 長野県	下伊那郡喬木村		
70 長野県	木曾郡木祖村		
71 長野県	木曾郡大桑村		
72 長野県	東筑摩郡朝日村		
73 長野県	東筑摩郡筑北村		
74 長野県	北安曇郡池田村		
75 長野県	北安曇郡松川村		
76 長野県	下高井郡野沢温泉村		
77 岐阜県	安八郡安八町		
78 岐阜県	加茂郡坂祝町		
79 岐阜県	大野郡白川村		
80 愛知県	北設楽郡東栄町		
81 愛知県	北設楽郡豊根村		
82 三重県	三重郡朝日町		
83 大阪府	藤井寺町		
84 大阪府	南河内郡太子町		
85 大阪府	南河内郡千早赤阪村		
86 奈良県	生駒郡平群町		
87 奈良県	宇陀郡曾根村		
88 奈良県	吉野郡天川村		
89 奈良県	吉野郡下北山村		
90 鳥取県	八頭郡若桜町		
91 鳥取県	日野郡日野町		

(参考)居住地から一定道路距離圏内にSSが存在しない地域を含む市町村一覧

石油製品流通網把握システムにおいて、各人口メッシュから最寄りSSまでの道路距離を算出し、最寄りSSまでの距離が15km以上の人口メッシュが存在している市町村一覧(302市町村)

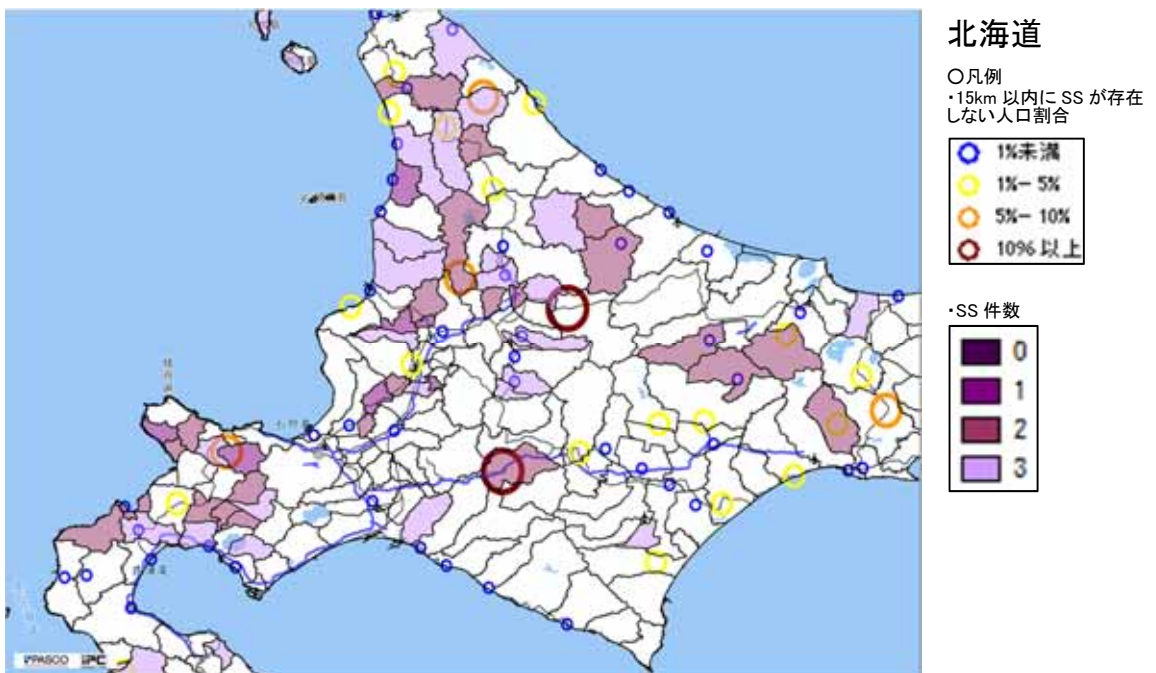
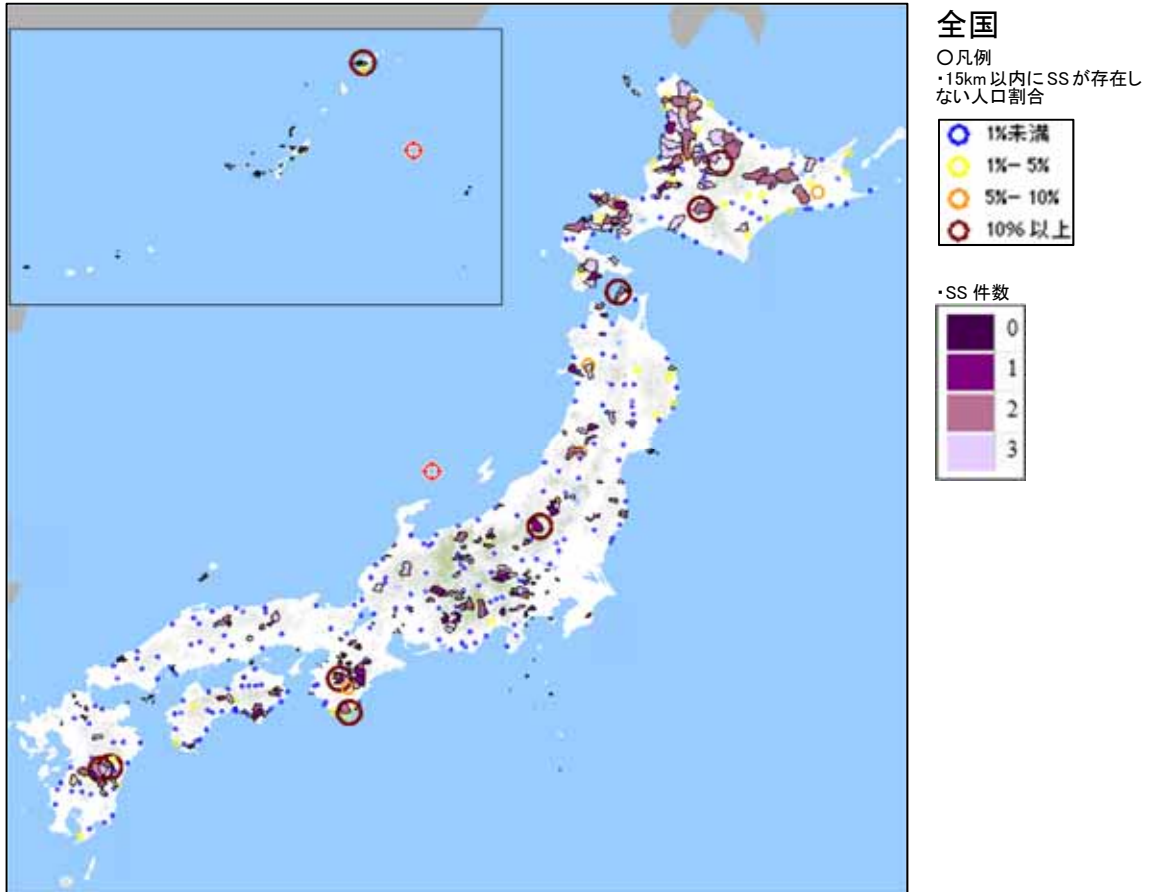
北海道	釧路市	北海道	中川郡	豊頃町	栃木県		佐野市	静岡県	榛原郡	川根本町	愛媛県		西条市
北海道	岩見沢市	北海道	中川郡	本別町	栃木県		鹿沼市	静岡県	周智郡	森町	愛媛県		大洲市
北海道	朝日町	北海道	足寄郡	足寄町	栃木県		日光市	愛知県		豊田市	愛媛県		伊予市
北海道	稚内市	北海道	足寄郡	陸別町	栃木県	塩谷郡		愛知県		新城市	愛媛県		四国中央市
北海道	紋別市	北海道	十勝郡	浦幌町	群馬県		前橋市	滋賀県		長浜市	愛媛県	上浮穴郡	久万高原町
北海道	士別市	北海道	釧路郡	釧路町	群馬県		桐生市	滋賀県		高島市	愛媛県	喜多郡	内子町
北海道	根室市	北海道	厚岸郡	厚岸町	群馬県	吾妻郡	碓氷村	滋賀県		東近江市	愛媛県	南宇和郡	愛南町
北海道	千歳市	北海道	厚岸郡	浜中町	群馬県	利根郡	片品村	京都府	京都市		高知県		安芸市
北海道	深川市	北海道	川上郡	標茶町	埼玉県		秩父市	京都府		富津市	高知県		南国市
北海道	伊達市	北海道	川上郡	弟子屈町	埼玉県	秩父郡	小籠野町	京都府		南丹市	高知県		宿毛市
北海道	石狩市	北海道	阿寒郡	鶴居村	東京都	西多摩郡	檜原村	兵庫県		六甲市	高知県		四万十市
北海道	石狩町	北海道	白糠郡	白糠町	東京都	西多摩郡	奥多摩町	奈良県		五條市	高知県		香南市
北海道	二世町	北海道	標津郡	中標津町	神奈川県	茅渚郡	清川村	奈良県	吉野郡	野浪川村	高知県		香美市
北海道	長万部町	北海道	標津郡	標津町	新潟県		柏崎市	奈良県	吉野郡	十津川村	高知県	安芸郡	北川村
北海道	檜山郡	北海道	目梨郡	羅臼町	新潟県		村上市	奈良県	吉野郡	上北山村	高知県	長岡郡	大豊町
北海道	厚沢部町	青森県		青森市	新潟県		糸魚川市	奈良県	吉野郡	川上村	高知県	吾川郡	いの町
北海道	今金町	青森県		黒石市	新潟県		上越市	和歌山県		田辺市	高知県	吾川郡	仁淀川町
北海道	せたな町	青森県		黒石市	新潟県		魚沼市	和歌山県		新宮市	高知県	高岡郡	越知町
北海道	赤松町	青森県	西津軽郡	糠ヶ沢町	新潟県	東蒲原郡	阿賀町	和歌山県	伊都郡	高野町	高知県	高岡郡	四万町
北海道	黒松町	青森県	下北郡		富山県		富山市	和歌山県	有田郡	広川町	高知県	幡豆郡	黒潮町
北海道	蘭越町	岩手県		盛岡市	富山県		氷見市	和歌山県	有田郡	有田川町	福岡県		朝倉市
北海道	赤井川村	岩手県		宮古市	富山県		黒部市	和歌山県	西牟婁郡	白浜町	福岡県	薬上郡	築上町
北海道	新十津川町	岩手県		花巻市	富山県	中新川郡	上市町	和歌山県	西牟婁郡	すさみ町	長崎県		対馬市
北海道	上川町	岩手県		北上市	富山県		立山町	和歌山県	東牟婁郡	那智勝浦町	長崎県		五島市
北海道	東川町	岩手県		久慈市	富山県	下新川郡	朝日町	和歌山県	東牟婁郡	高野川町	長崎県	南松浦郡	新上五島町
北海道	桑珠町	岩手県		一関市	石川県		小松市	和歌山県	東牟婁郡	串本町	和歌山県		八代市
北海道	上高良野町	岩手県		陸前高田市	石川県		加賀市	鳥取県		鳥取市	熊本県		人吉市
北海道	占冠村	岩手県		釜石市	福井県		福井市	鳥取県		倉吉市	熊本県		黒川町
北海道	和楽町	岩手県		奥州市	福井県		敦賀市	鳥取県	八頭郡	八頭町	熊本県	上益城郡	山都町
北海道	栗深町	岩手県	岩手郡	栗石町	福井県		大野市	鳥取県	東伯郡	琴浦町	熊本県	球磨郡	水上村
北海道	中川町	岩手県	岩手郡	岩手町	福井県		勝山市	鳥取県	日野郡	日南町	熊本県	球磨郡	五木村
北海道	雄加内町	岩手県	気仙郡	住田町	福井県		若狭町	鳥取県		益田市	熊本県	球磨郡	球磨村
北海道	増毛町	岩手県	上閉伊郡	大槌町	山梨県		甲府市	鳥取県		大田市	大分県		中津市
北海道	羽幌町	岩手県	下閉伊郡	福島町	山梨県		山梨市	鳥取県		安来市	大分県		臼田町
北海道	初山別村	岩手県	下閉伊郡	田野畑村	山梨県		南アルプス市	鳥取県		雲南市	大分県		佐伯市
北海道	大滝町	宮城県		仙台市	山梨県	南巨摩郡	早川町	鳥取県	仁多郡	奥出雲町	大分県		竹田市
北海道	大滝町	宮城県		大崎市	山梨県	南巨摩郡	南郷町	鳥取県	鹿足郡	津和野町	大分県		豊後大野市
北海道	猪苗代町	秋田県		秋田市	長野県		松本市	鳥取県	鹿足郡	吉賀町	宮崎県		延岡市
北海道	中郷別町	秋田県		龍代市	長野県		飯田市	岡山県		高梁市	宮崎県		日南市
北海道	扶桑町	秋田県		横手市	長野県		伊那市	岡山県		新見市	宮崎県		小林市
北海道	豊音町	秋田県		大館市	長野県		大町市	岡山県		備前市	宮崎県		串間市
北海道	雄勝町	秋田県		鹿角市	長野県		安曇野市	岡山県		広島市	宮崎県		西郷市
北海道	遠刈町	秋田県		高橋本荘市	長野県	南佐久郡	佐久穂町	広島県		呉市	宮崎県		えびの市
北海道	津別町	秋田県		仙北市	長野県	諏訪郡	富士見町	広島県		三次市	宮崎県	東諸県郡	綾町
北海道	角里町	秋田県	北秋田郡	上小野仁村	長野県		天誼村	広島県		庄原市	宮崎県	児湯郡	西米良村
北海道	野里町	秋田県	南秋田郡	五城目町	長野県	下伊那郡	森島村	広島県	山県郡	安芸太田町	宮崎県	児湯郡	大城町
北海道	湯上町	秋田県	雄勝郡	東成瀬村	長野県	上高井郡	高山村	広島県	神石郡	神石高原町	宮崎県	東臼杵郡	椎葉村
北海道	湯上町	山形県		米沢市	長野県	下高井郡	山ノ内町	山口県		山口市	宮崎県	東臼杵郡	美郷町
北海道	豊浦町	山形県		尾花沢市	長野県		高山市	山口県		萩市	宮崎県	西臼杵郡	日之影町
北海道	むかわ町	山形県	西村山郡	西川町	岐阜県		関市	山口県		岩国市	宮崎県		出水市
北海道	日高町	山形県	西村山郡	大江町	岐阜県		本巣市	徳島県		阿南市	鹿児島県		薩摩川内市
北海道	新冠町	福島県		小国町	岐阜県		郡上市	徳島県		美馬市	鹿児島県		伊佐市
北海道	新冠町	福島県		いわき市	岐阜県		郡上市	徳島県		三好市	鹿児島県		薩摩川内市
北海道	浦河町	福島県	南会津郡	檜枝岐村	岐阜県		下呂市	徳島県	那賀郡	那賀町	鹿児島県	肝属郡	南大隅町
北海道	喜重町	福島県	河沼郡	柳津町	静岡県		静岡市	徳島県	海部郡	美波町	鹿児島県	肝属郡	肝付町
北海道	上十峠町	福島県	東白川郡	増町	静岡県		浜松市	徳島県	海部郡	海陽町	鹿児島県	大島郡	宇津川町
北海道	鹿追町	福島県	双葉郡	大野町	静岡県		掛川市	徳島県	美馬郡	つるぎ町	鹿児島県	大島郡	宇津川町
北海道	新得町	福島県	双葉郡	浪江町	静岡県		掛川市	徳島県	三好郡	東みよし町	香川県		高松市
北海道	大槌町	茨城県		高萩市	静岡県		伊豆市	香川県	仲多度郡	まんのう町	愛媛県		宇和島市
北海道	喜別町	茨城県		北茨城市	静岡県		賀茂郡	愛媛県		宇和島市			

※赤字はSS過疎市町村と重複している自治体(53町村)

算出条件

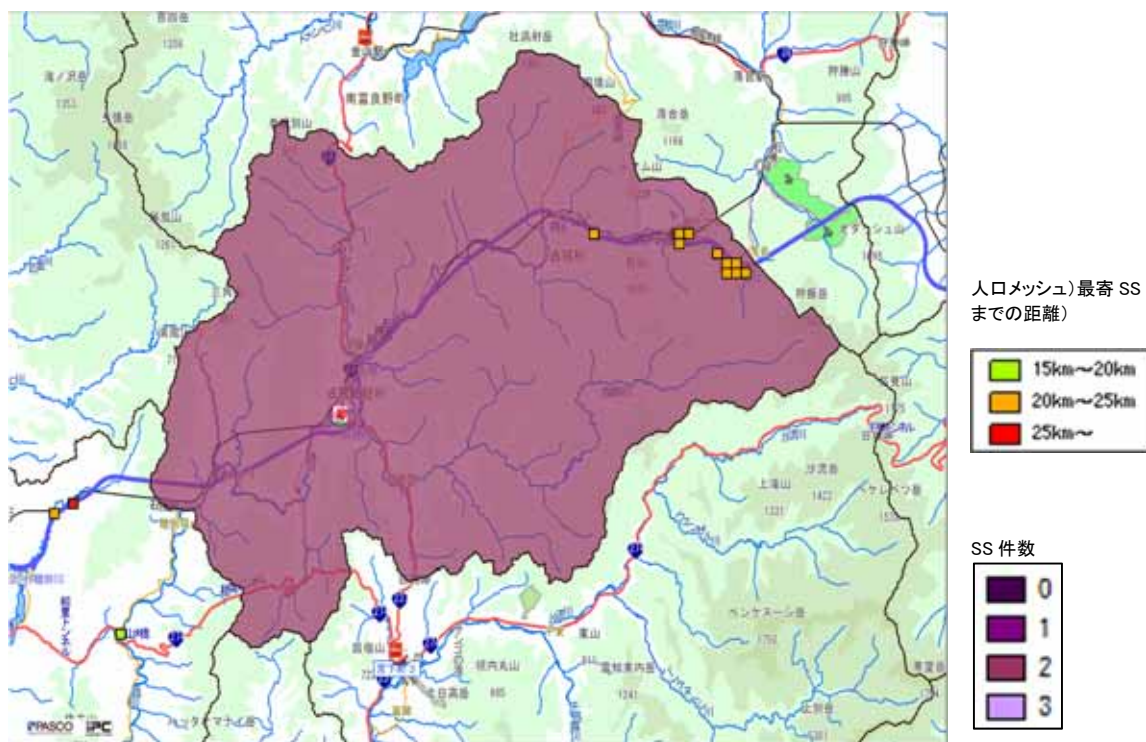
- 平成28年11月14日時点における揮発油等の品質の確保に関する法律に基づき登録があったSS。
- 平成22年国勢調査に基づく人口(500メートルメッシュ)。
- 道路距離算出の起点は、各メッシュの重心住所(重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした)。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
- SSが存在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
- 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上(高速道路、国道、都道府県道)及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

(4) 道路距離に応じたSS過疎地一覧：調査時点のデータに基づく分析結果



石油製品流通網把握システムにおいて、最寄りSSまでの道路距離が15km以上の人口を有している市町村のうち、最も該当の人口割合が高かった市町村は北海道勇払郡占冠村の23.1%であった。

北海道勇払郡占冠村 市町村内該当メッシュ人口合計:322人 該当メッシュ人口割合:23.1%



各市町村の状況について確認したいという方は、巻末の資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課へご連絡ください。

(C) INCREMAT P CORP.
 (C) PASCO CORPORATION.
 (C) 一般財団法人日本デジタル道路協会

(5) SS 過疎地における SS ネットワークシナリオ

2 .先進事例の紹介と共通して見られる「3つのアプローチ」

SSの数が減少し、既に安定的な燃料供給の継続に関する問題意識が高い自治体や地域住民が地域のSSを守るために、主体的に取り組む事例が増加しています。

いずれの事例も地域のニーズを踏まえ、自治体による強いリーダーシップや住民、関係者などによる課題解決に向けた検討、事業者間での話し合いなどにより、地域の実情に応じた取組がなされています。

取組事例から読み取れる今後の課題

SS過疎地における住民の利便性確保の重要性や、そのための地域の燃料供給拠点たるSSの維持の必要性については論を俟たないものの、人口減少に伴う需要減が見込まれる地域においてSSを維持していくことは決して容易ではありません。こうした課題を克服あるいは改善しつつある先行事例には、3種類のアプローチが見られます。



(1)「地域のニーズにきめ細かく対応する総合生活サービス拠点化」

SS過疎地における生活サービスの維持は、燃料に限った課題ではなく、中山間地の買い物弱者支援や、高齢者の日常のコミュニケーション機会の確保等の課題と組み合わさって顕在化する例が多い。したがって、それらの課題解決に当たっても、真に地域に求められるサービスを一手に引き受けられる「地域の総合生活サービス拠点」としての役割をSSが担うアプローチが有効です。【事例1(灯油の配り置き)、事例2(道の駅)】

(2)「地域参加型でSSを運営する体制構築」

地域のニーズを柔軟に把握するのに最も適したプレイヤーは、地元の住民、企業、そして自治体です。例えば、高知県四万十市では、経営の立ちゆかなくなったSSを100人以上の地域住民による共同出資会社が買い取って存続させています。こうした地域の様々なプレイヤーが主体的に経営に参加する体制を構築することにより、短期的な利益よりもSSが地域に存続することに共通の価値を見出す事業運営が期待できます。【事例3(地域住民)、事例4(地元の観光協会)、事例5(村)、事例6(自治体+JA)】

(3)「ビジネスモデルの大胆な見直し」

従来の発想にとらわれない経営手法による対応も有効です。例えば、酒井商事と大油屋商店は、両社の強みを活かした経営統合・事業承継を実現しました。具体的には、燃料油の配送やタイヤ販売に強い(株)大油屋商店と、指定整備工場を持ち、車検に強い酒井商事(株)が上手く事業分野を棲み分けています。これにより、燃料油事業の仕入ロットが大きくなり、コスト競争力が高まりました。また、天龍村の事例では、村内唯一のSSが地下タンクの改修期限を迎えた際に、思い切って販売量の拡大が見込まれる商圏に移設することによりSS事業の存続を図りました。人口減少という逆風を克服するには、現状のビジネスモデルの追認では中長期的な経営維持が成り立たない場合も多く、そうした際には入念な計画に基づく大胆な見直しによって事態の打開を図ることが有効なケースも見られます。

【事例7(商圏のいい地域に移転)、事例8(複数SSの統合・集約と強みに応じた役割分担)】

これら3つのアプローチを実行に移すには、地域の特性に合わせたコーディネート・調整が不可欠です。①地域の抱えるニーズ、②地元のプレイヤーの特徴、③最適なビジネスモデルの組み合わせのいずれも、地域によって千差万別であるため、一つの成功モデルをそのまま横展開できません。地域の特徴に合わせた対策をコーディネートするには、地元のプレイヤー、すなわち地域の自治体や、地域住民・企業、SS事業者、石油商業組合、石油元売が主体的に関与することが不可欠であり、とりわけ、地域住民の生活基盤の維持について責務を有する自治体のリーダーシップが期待されます。

<アプローチ1:地域のニーズにきめ細かく対応する総合サービス拠点化>

【事例1】大分県杵築市

～灯油の「配置販売」システムの構築～

①経緯

杵築市太田地区(旧・西国東郡大田村)は、かつて5カ所のSSが所在していたが、平成25年に小関石油1カ所のみとなった。

②取組内容

過疎化と高齢化が進む地区において、地域生活者の「安定的な灯油配達」を求めるニーズについて、地域＝「おおた青年会」、自治体＝「大分県」「杵築市」、SS事業者＝「小関石油店」(実施事業者)、「大分石油」(卸事業者)が問題意識を共有して、問題解決に踏み出した。

③成果・今後の予定等

灯油配達ニーズのある250戸のうち約100戸について、費用の負担割合を大分県「買い物弱者支援事業」から6/8、杵築市1/8、SS事業者1/8の各負担で、各戸に90L灯油タンクを設置、1)「配置販売」によるSS事業者の配達効率の向上、2)ローリー巡回時に、安否確認を含む「見守りパトロール」を実施している。

[配送訪問で給油する様子]



【事例2】和歌山県すさみ町

～自治体及び指定管理者によるSS再開～

①経緯

7年前にSSが廃業し、最も近いSSまで13キロ離れてしまったため、地元住民にとって不便な状態が続いていた。

すさみ町は、将来想定される震災対応の拠点を整備するため、平成27年に「道の駅すさみ」に隣接する閉鎖中のSSを買い取り、町営のSSとして再建した。

②取組内容

すさみ町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画において、SS存続に向けた供給体制構築の検討について位置づけた。

資源エネルギー庁の補助金(約2,000万円)も活用し、町が地下タンクを入れ換えるなどSSの整備を実施した。

地場のSS事業者である堀谷石油が、指定管理者となり、平成29年2月16日に運営を開始した。

【再開したSS】



【隣接する道の駅すさみ】



<アプローチ2: 地域参加型でSSを運営する体制構築>

【事例3】高知県四万十市

～地域住民によるSSの運営、多機能化～

①経緯

平成17年、地区内唯一のSS(JA出張所併設)が廃止を決定。
翌年(平成18年)に地域のSSを存続させるために100名超の住民が株主となり、約700万円の出資金を集め、株式会社を発足。

②取組内容

廃止となるSSを株式会社が買い取り、SSの機能多角化に向け、地域住民からのニーズを踏まえた経営を実施。

③成果・今後の予定等

SS運営のほか、米の販売、生活雑貨等の宅配サービスや店舗に談話コーナーを設けるなど、地域のコミュニティとしての役割も担っている。

[SSの様子]



【事例4】長野県売木村

～観光協会によるSSの機能維持～

①経緯

地区内唯一のSSの廃止を受け、近隣に位置する観光協会がSS存続に向けた協議会を設置。住民15名程度も参加し、村もオブザーバーとして参画。同協議会において、観光協会がSS施設を所有者から借り受け運営を実施することが決まった。

②取組内容

供給拠点維持のため観光協会がSS施設を所有者から借り受け運営を実施中。

③成果・今後の予定等

引き続き観光協会が運営を実施しつつ、必要に応じて周辺に立地する商店との集約化に向けた議論も実施する予定。

[再開後のSS]



【事例5】北海道占冠村(トマム地区)

～地方自治体と地域住民によるSS再開～

①経緯

平成25年にトマム地区唯一のSSが廃止。その後、村が実施した地区の住民アンケートにおいて、現在の暮らしでの不満や不安について、食料品や日用品の購入に次いで、ガソリンスタンドがないことに関する回答が多数あり。

②取組内容

村は住民の生活機能の維持及び防災の観点から、SS施設の維持に向けて検討を行いSS所有者と協議の後、平成28年3月末に施設を買取。

③成果・今後の予定等

給油に係る設備については更新が完了しており、今後トマム地区住民が会社を設立し、運営者となる予定。村は、平成29年6月にSS設置条例を制定し、運営委託費について支援することとなっている。SS再開は最速で平成29年度秋頃となる見込み。

【再開予定のSS】



【事例6】長野県阿智村

～自治体による財政支援～

①経緯

平成22年2月、JAが所有するSSが閉鎖するに際し、JAの委託を受けていた運営者が地区にSSを無くしてはならないと村役場に支援を要請。

②取組内容

村としてもSSは重要インフラであるため、1)10年以上の営業継続、2)運営会社の設立、3)200万円の出資、の3点の条件が整えば支援することで議会の承認を得る。

運営者は、10年間の運営シミュレーションを作成し、有志と共に準備委員会を設立するとともに、免許所有者の9割から計200万円の出資を受け、村に報告。

議会は、条件が整ったことを受け、1,000万円の設備更新費用を予算措置。JAサイドにも同額の支援を求め、JAも出資を承諾。

③成果・今後の予定

平成22年12月に廃止したSSを再開。

[再開後のSS]



【事例7】奈良県川上村

～村民主体の一般社団法人によるSSの継承～

①経緯

村内唯一のSSだった井上石油は社長夫婦で経営してきたものの、恒例による体力低下に加えて後継者がいないことから、平成28年7月に年度内の廃業を決めた。

危機感を抱いた川上村が、奈良県石油商業組合や全石連の協力を得て協議会を立ち上げ、SSの存続のための方策を検討した結果、SSを公共施設として位置づけ、村民主体の一般社団法人「かわかみらいふ」が運営を引き継ぐこととなった。

②取組内容

かわかみらいふは、村民15名(平成29年12月現在)を雇用し、地元企業の吉野ストアと連携した移動スーパー事業、ならコープと連携した日用品・生活雑貨等の宅配事業等の買物弱者支援を手がけている(内閣府の地方創生加速化交付金を活用した事業)。

SS施設は井上石油が村に無償で譲渡し、井上社長夫妻は当面の間、新スタッフの育成サポートをしている。

平成29年4月3日に公営のSSとして営業を開始した。

【引き継いだSS】



【日用品の宅配事業の様子】



<アプローチ3:ビジネスモデルの大胆な見直し>

【事例8】長野県下伊那郡天龍村

～SSの移設及び商工会事業と連携した灯油宅配の効率化～

①経緯

村内唯一のSSが村内唯一のSSが地下タンクの改修期限を迎え、SS事業者がSS存続の可否や中心地への移設を検討していたところ、村長自ら地域の燃料の安定供給に危機感を持ち、SSの存続を事業者に働きかけを行った。

②取組内容

村長は地域コミュニティ維持のための総合的な地域政策の一環として積極的に関与。SS営業継続を村として広報し、住民の積極的な利用を呼びかけた。

また、石油製品の販売だけでなく、買い物弱者対策のために地元商工会が実施している「御用聞き事業(商品の宅配サービス)」と連携し、SS事業者が灯油とともに住民が必要とする日用品を共同で配送することにより、配送業務の効率化を実現。

③成果・今後の予定等

村民の積極的な利用に繋がり売り上げが増加。

また、買い物弱者対策のために商工会が実施している「御用聞き事業(商品の宅配サービス)」と連携して、灯油と日用品の共同配送を実施。

地元商業者から構成される商工会と連携することで、自治体に加えて地元住民とも協力関係を構築し、町ぐるみで支援体制を確立させることができた。

[SSの中心地への移設]



移設前

⇒



移設後

【事例9】 福井県大野市

～地域のSS維持のための事業者間の経営統合～

①経緯

石油製品の需要減の中、伝統あるSSの存続を目指して、老舗2社が企業合併を選択。平成27年に2社の統合により、地域内のSSは6SSから4SSへ。

②取組内容

燃料油の配送やタイヤ販売に強い(株)大油屋商店と、指定整備工場を持ち車検に強い酒井商事(株)が事業を統合。

③成果、今後の予定

コスト削減を実現し、1SSあたりの売上高50%向上を実現。

[2社の合併および6SSから4SSへの統廃合のお知らせ]

お知らせ

当社は酒井商事(株)と合併致しました。

大野市の **Esso** は、7月2日より下記の営業体制となります。
掛売カードは大野市内全ての **Esso** で利用可能となります。
古い掛売カードの場合は、新しいカードを発行させていただきます。

7月1日は機械入替作業の為、休業させていただきます。
※Express犬山SSは、午後より営業致します

The map shows the following station information:

- 犬山SS** (Inuyama SS): 住所: 福井県大野市犬山7丁目2-1 | Express TEL: 0779-06-6316
- 大野口SS** (Onocho SS): 住所: 福井県大野市野町2-14 | TEL: 0779-66-3465
- 中野町SS** (Nakanouchi SS): 中野町SSは閉鎖となります
- 大野SS** (Onocho SS): 大野SSは5月まで閉鎖となります
- オートビルSS** (Autoビル SS): 住所: 福井県大野市藤原7丁目1-1 | Express TEL: 0779-09-7766
- 春日SS** (Haruharu SS): 住所: 福井県大野市春日3-4-4 | TEL: 0779-66-3212

【事例10】 秋田県仙北市

～実証事業を活用した厳寒地におけるSS経営の多角化～

①経緯

中央商会は、地域唯一のSSとして、豪雪山間部の生活維持に不可欠な存在であるものの、厳しい経営が続き、消防法規制対応の負担等のため、存続の危機に直面していた。

地域内住民の高齢化が進み小口の灯油配達の注文が多く、配送にムラがあり負担も大きかった。

②取組内容

中央商会、全石連、資源エネルギー庁は仙北市と対応を協議し、仙北市が対策のためのコンソーシアムを立ち上げた。

中央商会は、資源エネルギー庁の予算を活用し、SSの地下タンクの漏洩防止等を実施し、地域エネルギー拠点としての強化を図った。

また、地域住民 21 世帯に灯油のホームタンク(200ℓ)を配置し、各家庭の備蓄量を増やすことにより、大雪による孤立事態への備えを強化するとともに、一回当たりの配送量を増やし、配送効率の向上を実現した。

さらに、住民の協力も得ながら、配送する曜日を集約させるなどの実証を実施した。

③成果、今後の予定

灯油配送の効率化により余力が生じたマンパワーを活用し、除雪事業等による油外収益の獲得を図る。

【中央商会のSS】

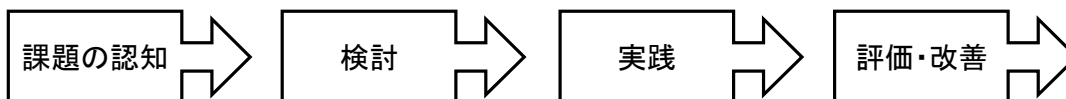


【ホームタンクへの給油の様子】



3. 3つのアプローチを実行に移すための「4段階のプロセス」

地元のプレーヤー、すなわち地元の自治体や、地域住民・企業、SS事業者、石油商業組合、石油元売が主体的に関与する体制を構築し、実際に地域の総合生活拠点としてのSSを整備していくには、以下の4段階のプロセスが必要です。



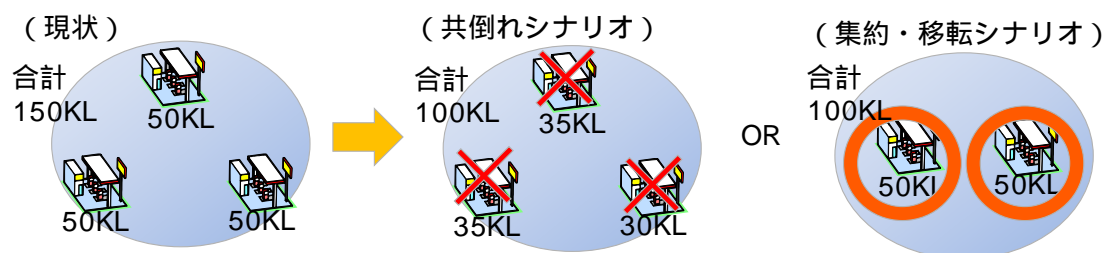
(1) 課題の認知:

課題の認知は対策の実施までのプロセスの第一ステップです。しかしながら、殊更SS過疎地問題に関しては、この第一ステップすら進んでいないのが実態です。地元自治体には、燃料供給に関する政策を担う部署そのものが存在しないケースも散見されるほか、石油連盟が平成26年に自治体向けに実施したアンケートにおいても自治体の約4割がSS過疎地問題を自らの問題と認識しているが、実際に対策等に取り組んでいるのは1割に満たないという結果があります。また、地元住民・企業などSSのユーザーにとってSSの存在はあまりにも日常生活に溶け込んでおり、SSの経営者が後継者難に苦しんでいても数ヵ月後に店舗を閉鎖するかどうか悩んでいても、通常そうした事情について知る術はなく、ある日突然閉鎖される事態も想定されます。

こうした状況を放置すれば、いざSSが閉鎖する段階になって、はじめて地域の生活を支えるSSの重要性を再認識する事態を招くこととなり、取り得る対策の選択肢が狭まり事態打開がより一層困難となるのは明らかです。先行事例を見ても、数年にわたる丁寧な地元での調整があつてこそ可能となるアプローチが多いことから、地元の課題を早期に見据えて共有し、計画を作り、実行にうつしていくことが求められます。

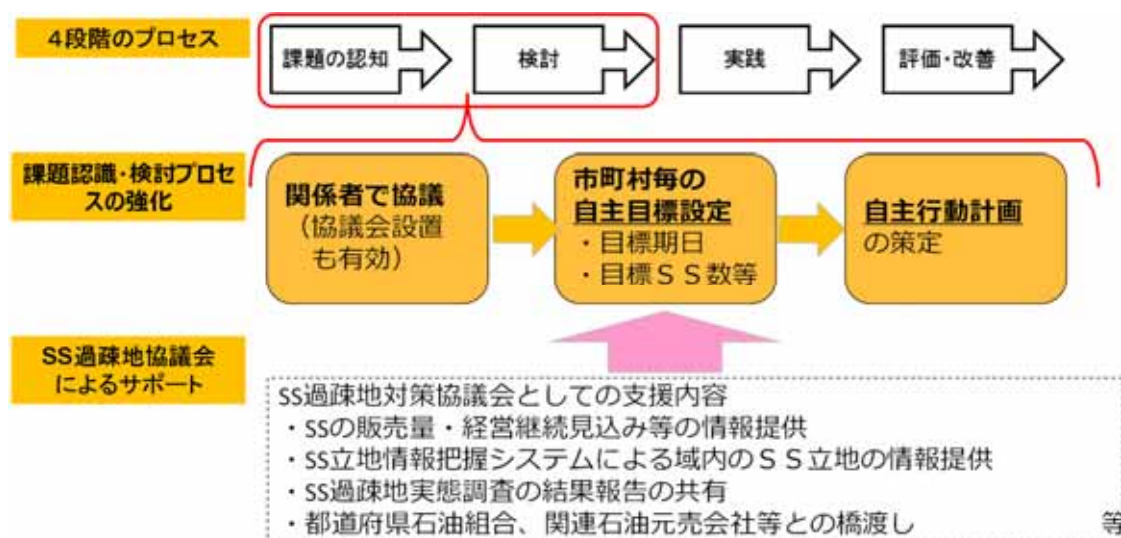
(例) 現状 50KL の SS が3か所ある自治体の燃料需要が、今後10年で1/3減少する場合(現状 150KL→10年後 100KL)、SS数を2か所に集約しないと、持続可能なSS経営は困難。これを放置すると、急にSS数が3か所から一気に0か所になることも懸念される(共倒れシナリオ)。

地域住民の利便性の観点から、SS個店の経営効率化に加え、地元の住民による協力(SSの営業日の限定等)、自治体による公的支援を前提として、SSを3か所維持する目標を地元が選択することもあり得る。



このため、各市町村において、①地元のSSの減少の見通しについて認識を共有し、②将来の地元の燃料アクセスの維持の観点から維持することを目指すSS数等の目標、その目標の期日を地域で定め(目標設定)、③そのためのアクションプランを作成することからスタートすべきです。目標作成に当たっては、人口減少・燃料需要減少が引き続き見込まれる中で、住民の利便性維持やSS経営の持続可能性確保の観点から、SSの適正数、適正な配置について検討を行うこととなります。

SS過疎地対策協議会においても、数年後にSS数がゼロになることが見込まれる地域や、課題解決の意欲の高い自治体を対象に、①平成28年度の資源エネルギー庁による調査結果から、SSの販売量、経営継続見込み等のデータを提供いたします。また、②SS立地情報把握システムによる域内の地域住民等の需要サイドの視点に立った実態把握データやSS立地情報の提供、③都道府県石油組合、関連石油元売会社等との橋渡しを行い、SS過疎地問題について、自治体による現状把握や将来予測、対策の検討をサポートしていきます。



(2) 検討:

地域におけるSSの減少を自治体や地域住民・企業等の共同体がSS過疎地問題を自らの課題と認識した次のステップとして、課題解決手法の検討フェーズに入ることとなります。解決策の検討に当たっては、地域の生活サービスの観点から、①地域の課題・ニーズの洗い出し、②ビジネスを担う主体となるプレイヤーの候補の洗い出しを行い、③両者の組み合わせをマッチングさせていくこととなります。

この過程において、地元の自治体、SS事業者、地域住民等の関係者を巻き込み、胸襟を開いて地域の中期的な石油製品の安定供給の方策について議論を尽くすことが重要であり、地域の実情にあわせ、まちづくり、村興し、防災対策等、多方面からの検討が求められます。

先の事例の長野県売木村(観光協会)や高知県四万十市(住民共同出資会社の前身たる検討会)の事例のように、関係者による協議会の設置は、関係者にとって地域の総合サービス拠点としてのSSの維持が共通の利益・目標であることを確認でき、**大胆なビジネスモデルの変革を含む多様な発想を喚起しつつ、最終的に実効性の高いビジネスモデルの提案につながりやすい**メリットがあります。

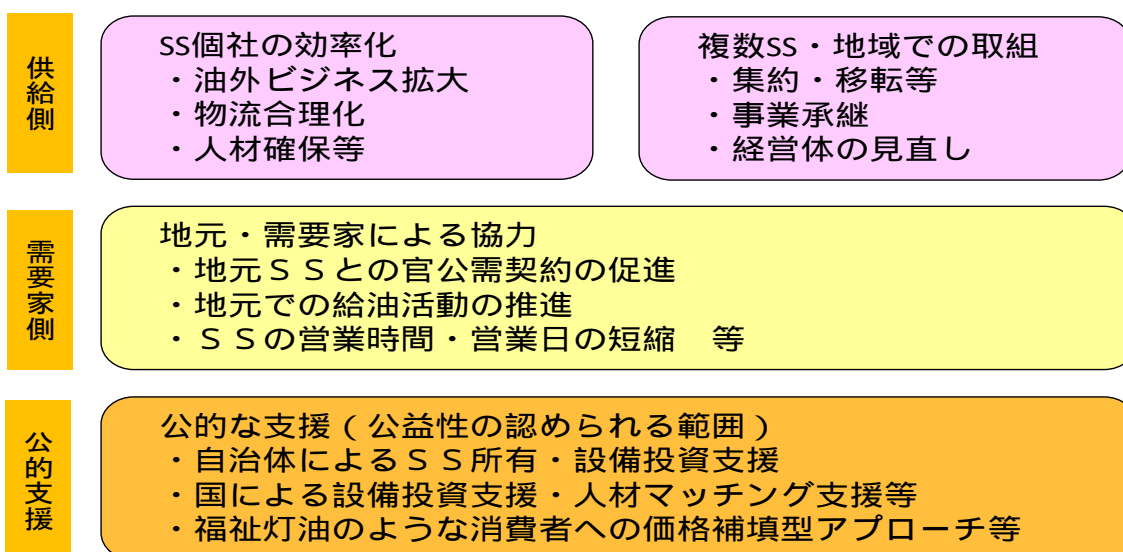
ビジネスモデルの選択肢が絞られてきたら、具体のビジネスプランの作成に移る。この段階では、SS設備等の資産や人材等の経営資源に関して、各プレイヤーの中長期的なコミットメントを具体的に決めていく必要があります。その際、将来の収益の見込みや、資金調達手法等、地に足のついた実務的なプラン策定が不可欠であり、その前提となるSS建設手法(地上の簡易タンク型 or 大型の地下タンク型等)やそれによる建設コストの違い、自治体・国の公的な支援メニューの活用可能性等に関する情報が必要であり、本書の後半を是非とも御活用ください。

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・自治体や住民組織等による先進事例の紹介(12 ページ参照) 等

市町村毎に自主行動計画を策定する際の考え方として、まずは供給側の自助努力が前提です。具体的には、①高齢者の見守りサービスや灯油の巡回販売等地域のニーズに応えられる地域総合サービス拠点化や物流合理化等のSS個社の効率化努力、②複数のSSで集約する等の取組もあります。

加えて、供給サイドの取組や、地元や需要家による協力があっても、住民の利便性維持の観点から必要なSS数が維持できない場合には、自治体等による公的な支援の導入が求められます。



(3)実践:

地域のプレーヤーが協力して作り上げたビジネスプランを実践に移すに当たっては、需要の減少傾向が続くことを前提に、地域の実情にあわせた、持続可能性のあるものとすることが肝要です。

具体的には、需要の減少が続いても事業を継続できるよう、油外収益の拡大を図るとともに、低コストで効率的な運営を目指し、経営体質の強化と、需要に応じた適正規模、適正配置を目指します。

しかし、こうした企業努力を行っても、SSを維持していく採算がとれない地域も多く、こうした場合は、SSの存続による地域における生活サービス拠点維持という意義を認識し、共通の利益を共有する地元の受益者の中で薄く広く費用負担する手法を模索することとなり、地域における理解と協力が必要不可欠となります。

具体的には、地元での購買運動、住民共同出資会社の設立、自治体による直営、さらには、自治体や国による支援措置の活用を検討するケースが想定されます。

自治体が取り組む支援措置の具体化(地方創生交付金、過疎債等の活用)に当たっては、当然ながら、当該事業の公的性格、すなわち地域の利便性の維持に貢献する旨を示すことが求められます。

なお、国による支援を活用する際にも、地方の燃料供給拠点の役割を担う旨の説明が求められることから、この点を見据えた事業コンソーシアムの形成・地域ニーズを踏まえた意思決定を行うことが有効です。

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・自治体や住民組織等による先進事例の紹介(12 ページ参照) 等

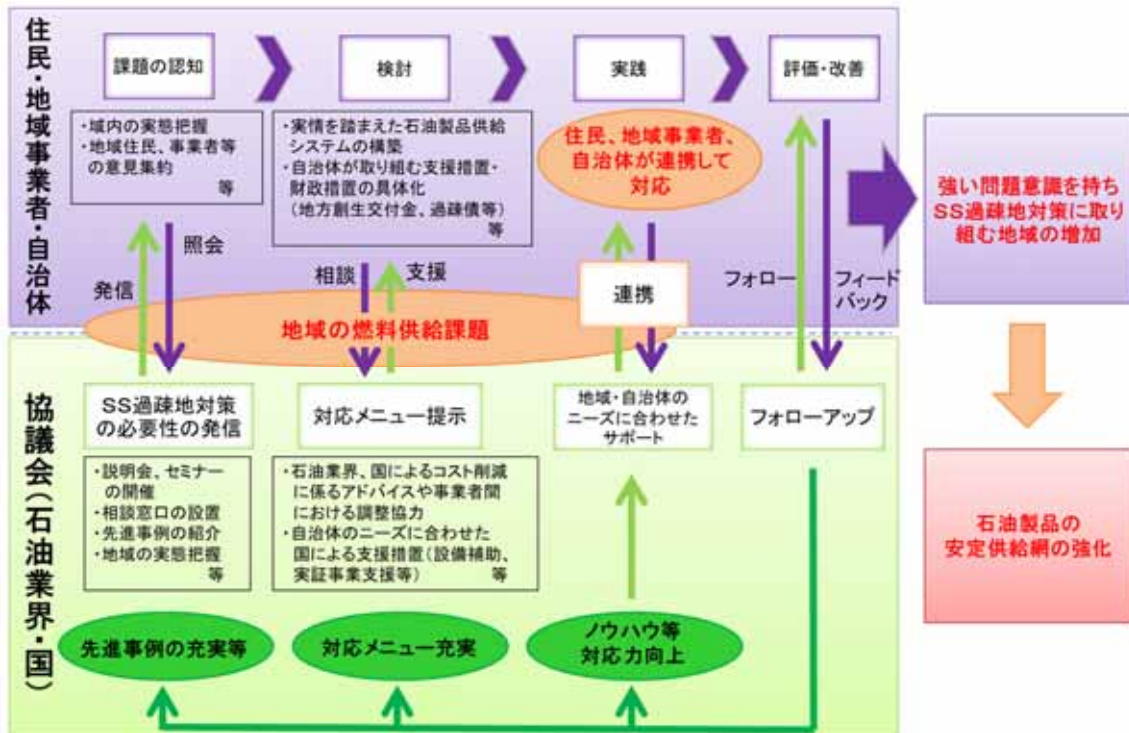
(4)評価・改善:

一定期間の運営状況や地域の声を踏まえ、実践内容のうち見直しすべき点がないか検証し、継続的な運営を可能とするよう定期的に検証を実施することが求められ、自治体を中心に、地域で一体となった取組みを、継続、点検していくことが重要です。

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・石油業界、国によるコスト削減に係るアドバイスや事業者間における調整協力
- ・想定されるコスト試算の提示(27 ページ参照)
- ・自治体のニーズに即した国の施策紹介(32 ページ参照) 等

SS過疎対策を進めるには、以下の4段階のプロセスが必要です。



4 . ビジネスプランの策定に必要な基礎情報・支援ツール

(1) S S 運営に係る想定されるコストの試算

SSは地域における石油製品の安定供給を担う、地域住民にとって不可欠なインフラです。一方で、ガソリンなどの危険物を取り扱うため、その安全性を担保することが大前提であり、消防法令によって技術的な基準や義務が定められています。

以下に代表的な事項について整理しました。

○地下貯蔵タンクの基準

現行の消防法令による基準では、新たに地下貯蔵タンクを埋設する際には、以下のいずれかの方法とする必要があります。

- ・鋼製一重殻タンク又は二重殻タンクを地盤面下のタンク室に設置する方法
- ・二重殻タンクを直接地盤面下に設置する方法
- ・コンクリートで被覆して地盤面下に設置する方法(漏れ防止構造)

また、二重殻タンクには、漏えいを検知するための設備を設置することや、一重殻タンクには、漏えいを検査するための管を周囲に4か所以上設けること等、技術上の基準に適合するように設置する必要があります。

○危険物の漏えい早期発見・未然防止への対応

危険物施設の流出事故件数は平成6年以降増加し、近年、高い水準で推移しています。地下貯蔵タンク等からの腐食等劣化による流出事故が多数発生しており、構造上発見が遅れる可能性が高いことから被害の拡大が懸念されます。これを踏まえ、平成23年2月1日に消防法令が施行され、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、腐食のおそれが(特に)高いものについて、以下の危険物の流出防止措置が義務化されました。

①腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク(設置年数50年以上、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが8.0mm未満等の要件を満たすもの)

⇒地下貯蔵タンクからの危険物漏えいの未然防止対策(内面補強(内面ライニング施工)、外面腐食防止(電気防食システム設置))

②腐食のおそれの低い地下貯蔵タンク(設置年数40年以上50年未満、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが6.0mm未満等の要件を満たすもの)

⇒①で掲げた対策又は危険物漏えい早期発見対策(危険物の微少な漏れを検知するための設備の設置(精密油面計))

○定期点検の義務

地下貯蔵タンクを有するSSは、原則として1年に1回以上の点検義務があります。このうち、埋設後15年を超えないタンク・配管及び1週間に1回以上危険物の漏えい確認等の措置をしているタンク・配管については、3年に1回以上の漏えい点検義務があります。また、定期点検の記録は一定期間保存する義務があります。

○地下貯蔵タンク等の放置防止

土壤汚染の防止及び防災上の観点から、廃止タンクは撤去することが原則となっています。

上記のように、施設の構築や維持等に当たり様々な対応が求められます。これらに係る費用について、次頁以降に整理しました。

想定されるコストの試算：主要メーカー3社の平均見積額

①SSの新設(補助率：1/4～10/10*、補助対象経費の上限額：20,000千円)

補助金については、地域住民にとって必要なインフラを確保する観点から、自治体の理解と協力を前提に、事業者間の統合を含むSSの集約、それらを契機として地域住民の生活により資する場所への移転を伴う際に、地下タンク設備関連の工事費に要する経費を対象として支援を行う。

条件：月あたりの販売量が30～40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
敷地の面積	100.04㎡	148.84㎡
事務棟面積、キャノピー面積	2.70㎡、26㎡	2.70㎡、45.5㎡
タンク容量(本数)	20KL(1本)	30KL(1本)
タンク内訳 (レギュラー、ハイオク、軽油、灯油)	8KL、4KL、4KL、4KL	12KL、6KL、6KL、6KL
マルチ計量機	1基	1基
灯油計量機	1基	1基

ケース1

補助対象経費：30,060千円

補助金の額：5,000千円～20,000千円

(20,000千円(補助対象経費の上限額)×1/4～10/10(補助率))

=5,000千円～20,000千円(補助金額)

※総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は24,281千円～39,281千円となる。

ケース2

補助対象経費：37,207千円

補助金の額：5,000千円～20,000千円

(20,000千円(補助対象経費)×1/4～10/10(補助率))

=5,000千円～20,000千円(補助金額)

※総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は32,408千円～47,408千円となる。



※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域①	3/4
	過疎地域②	2/3
非中小企業	過疎地域①	1/4
	過疎地域②	
市町村	過疎地域①	10/10

過疎地域①: 以下に該当し、過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域

i) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、ii) 1市町村内の給油所数が3カ所以下又は道路距離に応じた給油所 過疎の地域

過疎地域②: 以下に該当し、過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられていない地域

i) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、ii) 1市町村内の給油所数が3カ所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域

②老朽化した地下タンクの設備更新(任意)

条件:月あたりの販売量が30~40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
タンク容量	20KL	30KL
タンク本数	1本	1本
レギュラー	8KL	12KL
ハイオク	4KL	6KL
軽油	4KL	6KL
灯油	4KL	6KL

(i)地下タンクの撤去(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:10,000千円)

ケース1

補助対象経費:6,610千円

補助金の額:4,407千円

$(6,610千円(補助対象経費) \times 2/3(補助率) = 4,407千円(補助金額))$

※総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,851千円となる。

ケース2

補助対象経費:8,165千円

補助金の額:5,443千円

$(8,165千円(補助対象経費) \times 2/3(補助率) = 5,443千円(補助金額))$

※総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,586千円となる。

(ii)地下タンクの入換(補助率:1/4~10/10※、補助対象経費の上限額:20,000千円)

ケース1

補助対象経費:19,118千円

補助金の額:4,779千円~19,118千円

$(19,118千円(補助対象経費) \times 1/4 \sim 10/10(補助率)$

$= 4,779千円 \sim 19,118千円(補助金額))$

※総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は10,331千円~24,669千円となる。

ケース2

補助対象経費:22,802千円

補助金の額:5,000千円~20,000千円

$(20,000千円(補助対象経費の上限額) \times 1/4 \sim 10/10(補助率)$

$= 5,000千円 \sim 20,000千円(補助金額))$

※総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は14,131千円~29,131千円となる。

※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域	3/4
	過疎地域 以外	2/3
非中小企業 市町村	全ての地域	1/4
	過疎地域	10/10

※以下に該当し、過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域

i)過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、ii)1市町村内の給油所数が3カ所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域

③危険物の漏えい早期発見・未然防止への対応（消防法に基づく義務）

(i)精密油面計設置(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:3,000千円)

ケース1:4室(10KLタンク2本、各2室)

補助対象経費:4,147千円

補助金の額:2,000千円

(3,000千円(補助対象経費の上限額)×2/3(補助率) = 2,000千円(補助金額))

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,518千円となる。

ケース2:5室(10KLタンク2本、2室、3室)

補助対象経費:4,771千円

補助金の額:2,000千円

(3,000千円(補助対象経費の上限額)×2/3(補助率) = 2,000千円(補助金額))

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,185千円となる。

(ii)電気防食システム設置(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:5,000千円)

ケース1:10KLタンク2本

補助対象経費:4,169千円

補助金の額:2,780千円

(4,169千円(補助対象経費)×2/3(補助率) = 2,780千円(補助金額))

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は1,699千円となる。

ケース2:10KLタンク3本

補助対象経費:5,089千円

補助金の額:3,333千円

(5,000千円(補助対象経費の上限額)×2/3(補助率) = 3,333千円(補助金額))

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,080千円となる。

(iii)FRP内面ライニング施工(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:10,000千円)

ケース1:10KLタンク2本

補助対象経費:5,762千円

補助金の額:3,841千円

(5,762千円(補助対象経費)×2/3(補助率) = 3,841千円(補助金額))

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,011千円となる。

ケース2:10KLタンク3本

補助対象経費:8,604千円

補助金の額:5,736千円

(8,604千円(補助対象経費)×2/3(補助率) = 5,736千円(補助金額))

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は4,296千円となる。

④土壌汚染の早期発見及び早期対策(保守)

(i)計量機定期点検(1回/1年)(消防法による義務)
49,333円

(ii)計量機計量検定(1回/7年)(計量法による義務)
50,000円

(iii)地下タンク・地下埋設配管機密点検(1回/1年[※])(消防法による義務)
41,667円

※一定の条件を満たすものは1回/3年

(iv)地下タンク(二重殻)漏えい検知装置定期点検(1回/1年)(消防法による義務)
50,000円

(v)電気防食システム定期点検(1回/1年)(消防法による義務)
58,333円

⑤設備更新

(i)計量機交換工事(マルチ計量機1基、灯油計量機1基)(任意)
3,285,333円

(ii)簡易計量機
1,146,360円

(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策

過疎地等における石油製品の流通体制整備事業 平成29年度予算額 14.5億円

事業目的・概要

石油製品需要の減少(年率2.2%)を上回るSSの廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってもSSへのアクセスの利便性を維持し、石油製品の安定供給を確保するため、以下の事業について支援します。

①SS過疎地等におけるSSの生産性向上

過疎地での需要減少が見られる中で石油製品の供給拠点を維持すべく、(i)経営基盤強化のために複数事業者等が行うのSSの統合、集約、移転の際の地下タンクの設置や、(ii)簡易計量機の設置等に係る費用について支援します。

②SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換

SSを地域の総合生活サービス拠点に転換し、SSの経営基盤を強化するため、(iii)地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業や、(iv)人材育成・マッチングを支援します。

③環境・安全対策を行う中小SS等への支援

(v)地下タンクからの危険物漏えい防止対策、(vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査、(vii)地下タンク等の撤去に係る費用について支援します。

条件(補助率)

- (i)SSの統合、集約、移転の際の地下タンク設置
【過疎地】中小企業※1 3/4※2 または 2/3、
非中小企業 1/4、自治体所有のSS 10/10※2
 - (ii)簡易計量器設置等【過疎地】中小企業※1 3/4※2 または 2/3
自治体所有のSS 10/10※2
 - (iii)地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業【全国】 10/10
 - (iv)人材育成・マッチング【全国】 10/10
 - (v)地下タンク漏えい防止対策【全国】 中小企業 2/3
 - (vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査【全国】中小企業 1/3
 - (vii)地下タンク撤去 【全国】 中小企業 2/3
- ※1 中小企業基本法に基づく中小企業(会社及び個人)
※2 以下に該当し過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域
i)過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、ii)1市町村内の給油所数が3カ所
以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域

お問合せ先:資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
TEL:03-3501-1320

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業 平成 29 年度予算額 24.5 億円

事業目的・概要

災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業について支援します。

①自家発電機を備えた「住民拠点 SS」の整備

平成 28 年 4 月の熊本地震において、災害時における燃料強拠点としての SS の役割が再認識されたことを受け、「住民拠点 SS」として災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる SS に対し自家発電機の整備を支援します。

②災害対応を実施する SS の供給力強化に係る設備導入支援

災害対応を実施する SS の供給能力強化に係る(i)地下タンクの大型化に伴う入換に係る費用を支援します。

③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SS の災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

条件(補助率)

①自家発電機を備えた「住民拠点 SS」の整備 【全国】 10/10

②災害対応を実施する SS の供給力強化に係る設備導入支援

【非過疎地】中小企業※1 2/3、非中小企業 1/4

【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または 2/3、

非中小企業 1/4、自治体所有の SS 10/10※2

③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業 【全国】 10/10

※1 中小企業基本法に基づく中小企業(会社及び個人)

※2 以下に該当し過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域
i) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、ii) 1市町村内の給油所数が3カ所 以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域

お問合せ先: 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
TEL: 03-3501-1320

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(過疎地域等自立活性化推進交付金)過疎対策事業債(ソフト分) (総務省)

過疎地域(※1)等の集落においては、高齢化の進行等により、集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加しており、医療や福祉対策、日常生活機能の確保及び空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化しています。

過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するためには、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興することが有用です。

地域で暮らす人々が中心となって、このような地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織を「地域運営組織」と言います。「地域運営組織」がガソリンスタンドを運営する取組に対して過疎地域市町村が補助を行う場合に、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業や過疎対策事業債(ソフト分)を財源としている事例があります(※2)。

※1 本頁における「過疎地域」とは、「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)に規定する「過疎地域」をいいます。

※2 過疎対策事業債(ソフト分)の対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象としています(出資及び施設整備費を除く)。

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費



お問合せ先:総務省 地域力創造グループ 過疎対策室
TEL:03-5253-5536

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

(国土交通省)

<集落地域における「小さな拠点」について>

- 急激な人口減少の影響をいち早く経験している中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等)やコミュニティ機能が維持できなくなっている地域があり、SS過疎も、地域のこのような傾向の中で生じている場合が少なくありません。
- したがって、SS過疎地対策は、他の生活サービス機能を含めた地域全体の対策と一体的に行うことが有効です。
- 「小さな拠点」は、小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐことで、必要な生活サービス機能等を維持するとともに、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組です。
- SS過疎への対策も、こうした「小さな拠点」の形成と一体的に行うことで住民の利用に繋がり、より持続的な対策に繋がることが期待されます。

<「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業>

- 国土交通省国土政策局では、「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等に対して支援しています。



お問合せ先: 国土交通省 国土政策局 地方振興課
TEL: 03-5253-8403

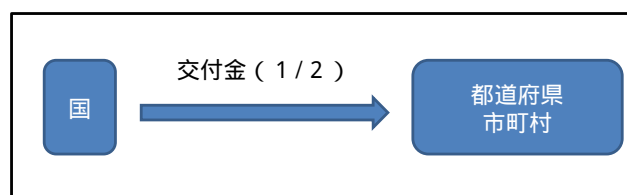
地方創生推進交付金 平成 29 年度予算額 1,000億円

事業概要・目的

本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

資金の流れ



事業イメージ・具体例

【対象事業】

(i) 先駆性のある取組

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

(ii) 先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

(iii) 既存事業の隘路を発見し、打開する取組

・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(複数年度の事業も可)を作成し、内閣総理大臣が認定

お問合せ先: 内閣府 地方創生推進事務局
TEL: 03-5510-2475

(3)「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」の概要

①背景

近年、中山間地域等のガソリンスタンドでは、来客頻度が極めて低く、係員の確保が難しい状況にある。

このため、消防庁では、顧客の呼び出しに応じ、係員が隣接する店舗等から移動して給油等を行う運用形態について検討し、呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策の指針をとりまとめた。



図1 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所のイメージ

②指針の概要

(i) 呼び出しに応じて給油等を行う場合とは

通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油する場合をいう。

(ii) 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所について

来客時・緊急時に係員が迅速に対応する必要があることや来客頻度を踏まえ、下記の距離及び販売量を目安とする。

- a. 係員が所在する店舗等から給油取扱所までの距離が 15～60 メートル程度
- b. 一ヵ月あたりの危険物の販売量が 10～40 キロリットル程度

(iii) 主な安全確保策

- a. 係員以外の者による給油、注油、いたずら等を防止する措置（給油ノズルのロック等）
- b. 係員以外の者を危険物を貯蔵・取扱う建築物に出入りさせない措置（ポンプ室、油庫等の施錠管理）
- c. インターホン、センサー、監視カメラ、看板等の機器の設置（機器設置の要否は表1を参照）
- d. 予防規程への記載（給油ノズルのロック等及び係員が来客や異常を覚知した際の適切な対応）
- e. その他（係員の静電気防止対策、設置機器の維持管理）

表1 店舗等からの視認性に応じた機器設置の要否

店舗等からの視認性	インターホン	センサー	監視カメラ	看板等
直視できない※1	○ (監視カメラを設置した場合は不要)	○	▲	○
直視できる※1	○ (センサーを設置した場合は不要)	▲※2	▲	○

○:設置が必要なもの ▲:設置が望ましいもの

※1 直視の可否については、所在場所で執務中の係員が、その場から給油取扱所の状況を直視で確認できるか否かを踏まえて判断すること

※2 給油空地又は注油空地に死角があり、来客等の覚知に支障が生じるおそれがある場合は、センサーの設置が必要



図2機器の設置状況

(iv)機器の設置例

所在場所から給油取扱所を直視できる場合で、原則としてインターホン及び看板の設置が必要となるところ、インターホンに代わりセンサーを設置したほか、任意で床面表示を行ったもの。

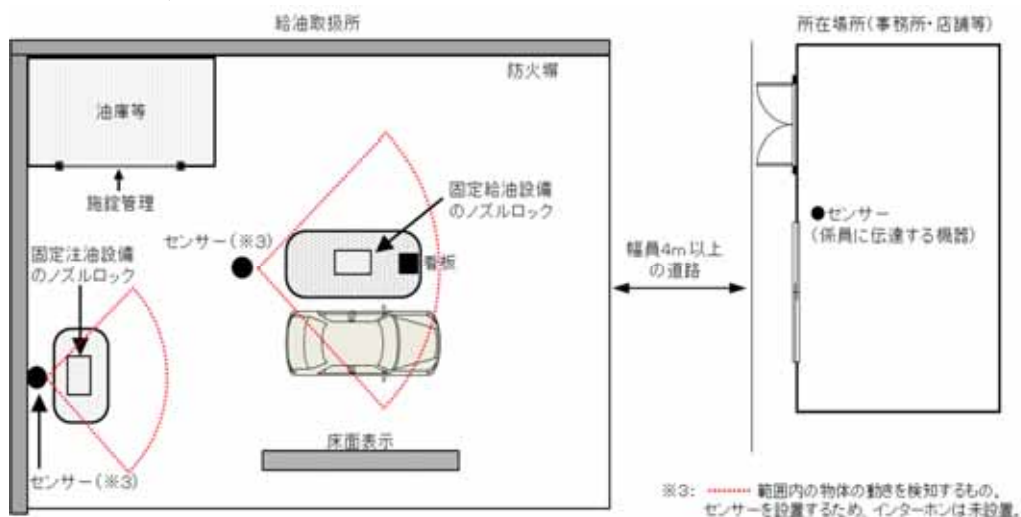


図3機器の設置例

(v)その他

既に呼び出しに応じて給油等を行っている給油取扱所については、当該施設の実態に応じて、本指針を参考にすることが望ましい。

お問合せ先: 消防庁 危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

(4) 地方創生を巡る動き

政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、平成27年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、平成26年12月27日に閣議決定しました。

地方創生を推進するにあたっては、明確な基本目標や KPI(重要業績評価指標)を設定し、PDCA サイクルにのっとり、各施策を継続的に改善することにより、着実な効果を実現していくことが重要です。このため、国においては、総合戦略を平成26年12月に閣議決定して以降、平成27年及び平成28年12月にも改訂を行っています。

また、地方公共団体においては、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することになっています。

平成28年7月末までにほぼすべての地方公共団体で「地方版総合戦略」が策定され、各地域の実情に応じた具体的事業が始まっています。国としては、「自助の精神」をもって意欲的に地方創生に取り組む地方公共団体に対して、情報支援の矢、人材支援の矢、財政支援の矢の「地方創生版・三本の矢」で引き続き支援を行っていくこととしています。

これらの中で、地方創生の深化に向け、中山間地域等における「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)等を推進していくことが重要と位置付けられています。

中山間地域をはじめとする多くの農山漁村では、急激な高齢化や人口減少等により、商店やガソリンスタンドが撤退し生活サービスが低下するなど、将来の集落の維持が危ぶまれています。

ガソリンスタンドは、住民の生活に必要な生活サービス機能であり、小さな拠点が有する機能の一つとして燃料供給の観点から位置付けられています。次頁は「総合戦略」において、「小さな拠点」の形成における燃料供給に関する記載を抜粋したものです。

【参考】「小さな拠点」の形成における燃料供給関連記載か所(抜粋)

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)(平成28年12月22日)

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、集落生活圏内外との交通ネットワークを形成するとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進する。

そのため、地域再生法を改正(平成 27 年8月施行)し、福祉・利便施設を拠点地域に集約・確保するなどの「小さな拠点」の形成に取り組む市町村が作成する「地域再生土地利用計画」の制度を創設し、これらの施設の立地誘導を図るための届出・勧告制度や、誘導施設の整備に対する農地転用許可、開発許可等の特例措置を設けるとともに、2016 年度より「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制上の特例措置を講じたところであり、先発事例の整理・情報提供等により、地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図るとともに、関係府省庁による連携を進め、地域 82 の状況に応じ、以下のような施策を進める。

- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等における自動走行などの近未来技術等の推進を図るとともに、2018 年頃に離島、山間部における小型無人機を活用した荷物配送を本格化させる仕組みを導入する。

(5) 石油業界関係事業者の取組

①石油元売会社

(i)出光興産株式会社

- a.既存SSに対する経営力強化活動の継続
 - イ.エリア特性に合った販売方法、オペレーションの提案
 - ロ.他エリア先行事例の共有化
- b.各自治体からの相談案件への対応
 - イ.相談のあった個別案件毎に事業性可否の精査
 - ロ.周辺販売店の紹介
- c.個別案件への対応
北海道エリア

(ii)キグナス石油株式会社

- a.本社営業部にSS過疎地対策窓口を設置
- b.特約店を通じSSが市町村に3か所以下の自治体に立地する系列SSの現状と要請把握を実施、同時に運営の工夫による経営効率化についての情報を提供
- c.今後、具体的な要請が上がれば、特約店・販売店と共に自治体と相談しインフラ維持を検討・模索していく

(iii)コスモ石油マーケティング株式会社

- a.多額の投資が必要になる電気防食措置やFRPライニングなどの消防法対応がSS閉鎖の要因になる場合があるため、系列SSのタンク埋設時期等のデータベースを作成
- b.SSが市町村に3か所以下の自治体に立地する系列SSを把握し、閉鎖動向を収集し、営業継続に係る検討や種々の支援を実施するフローを構築

(iv)JXTG エネルギー株式会社

- a.SSが市町村に3か所以下の自治体に立地する系列SSの把握
- b.各種リテールサポートツールを活用したSS経営改善提案
- c.効率的・安定的な灯油配達スキームの立案

(v)昭和シェル石油株式会社

- a.系列SSの現状調査
- b.先進的事例の調査
- c.他業種との協業について協議を継続

(vi)太陽石油株式会社

- a.地元自治体対応：製油所立地の愛媛県(四国)と“石油製品供給不安”等に関する意見交換及びSS過疎地対策に係る情報共有の実施
- b.自系列SS対応：SS過疎地立地の自系列SSの実態調査、及び、SS運営者への情報提供(補助事業、SS過疎に関する業界動向等)の実施
- c.SS過疎地供給モデルの検討：新技術開発検討会への参画(サービスイメージ提案等)

②全国石油商業組合連合会(各都道府県石油商業組合)

(i)過疎地等における実証事業

石油製品流通網再構築実証事業で、自治体とのコンソーシアムを形成して申請があった、「過疎・豪雪地域における地域拠点としてのSS整備と高齢者世帯への灯油備蓄支援・配送合理化及び除雪事業(秋田県仙北市)」、「蔵王エネルギーネットワーク整備事業(宮城県刈田郡蔵王町)」の計2件を採択、SS過疎地問題に対する新たな実証事業をサポート。

(ii)SS過疎地に立地する組合員SS、SS過疎地に関する地域住民や自治体等からの要望・相談に対する対応およびアドバイスの実施。

奈良県川上村:村唯一のSS閉鎖に伴う村営化への相談対応。

和歌山県すさみ町:町所有SS再開時に管理者となった組合員からの相談対応。

(iii)各都道府県石油商業組合

a.秋田県石油商業組合

仙北市内の過疎地域で営業する組合員が再構築実証事業を利用して、地域の拠点SSとなるための申請書類作成等、一連の作業について、連絡を密にとり最後までサポートを行った。

b.奈良県石油商業組合

村唯一のSSが年度内閉鎖が決まり、村が事業承継して再開するために組織された協議会に参画して、29年4月3日のオープンに向けたサポートを行った。

c.愛媛県石油商業組合

松山市旧中島町の有人離島6島(中島、睦月島、野忽那島、怒和島、津和地島、二神島)について、現在、石油製品をドラム缶で運んでいることから、自治体を含めた協議会に参画し、災害時を含めた安定供給策を検討した。

d.香川県石油商業組合

人口減少、高齢化が進む本島、広島、手島、小手島、牛島の5島の燃料供給のあり方について、丸亀市などで構成する協議会に参画し、対策を検討した。

e.長崎県石油商業組合

宇久島における石油製品の流通合理化と安定供給体制を構築するための協議会に参画し、検討を行った。

f.鹿児島県石油販売業協同組合

十島村の有人7島(口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島)には石油製品供給拠点が無いため、安定供給・流通合理化を検討する協議会に参画し、対策を協議した。

g.沖縄県石油商業組合

座間味島の石油製品安定供給を確立させるため、島唯一の販売業者(非組合員)や村役場と協力して、地上タンク設置場所等を協議。

③石油連盟

SS過疎地において、安全の確保を前提とした新技術や運営オペレーション等と関連法令等との関係について実務的な確認及び課題抽出を行い、これを解決するための技術的な方策を検討した。

また、SS過疎地への灯油供給継続にも資する方策として、消費者の利便性向上に向けた運搬手段の多様化(移し替え不要、小型化)、自動注油機を検討・開発した。

④全国農業協同組合連合会

(i)施設老朽化対応

SS洗車機やピット室などを省くといった、必要最小限の機能に絞って建設費及び運営費を最小化した「コンパクトセルフSS」の提案

(ii)運営コスト最適化対応

a.他業種等と連携した低コスト運営手法の研究

b.給油エリアの特性にあわせた運営手法等の提案

(6) 各種相談窓口

揮発油等の品質の確保に関する法律に係る受付窓口

北海道経済産業局	資源・燃料課	011-709-1788
東北局経済産業局	資源・燃料課	022-221-4934
関東経済産業局	資源・燃料課	048-600-0371
中部経済産業局	石油課	052-951-2781
近畿経済産業局	資源・燃料課	06-6966-6044
中国経済産業局	資源・燃料課	082-224-5715
四国経済産業局	資源・燃料課	087-811-8536
九州経済産業局	石油課	092-482-5476
沖縄総合事務局	石油・ガス課	098-866-1756

各都道府県石油商業組合連絡先

北海道石油商業組合	011-822-8111	札幌地方石油業協同組合	011-822-8114
小樽地方石油業協同組合	0134-23-7151	函館地方石油業協同組合	0138-23-4426
旭川地方石油販売業協同組合	0166-22-0444	胆振地方石油販売業協同組合	0143-46-2352
帯広地方石油業協同組合	0155-22-1255	釧根地方石油業協同組合	0154-41-6818
宗谷地方石油業協同組合	0162-23-2767	北見地方石油業協同組合	0157-23-4582
空知地方石油業協同組合	0125-24-6768	南空知地方石油業協同組合	0126-22-5293
留萌地方石油業協同組合	0164-42-7315	日高地方石油業協同組合	0146-22-2366
上川北部石油業協同組合	01654-2-3966	苫小牧地方石油業協同組合	0144-33-8515
富良野地方石油業協同組合	0167-23-2412	紋別地方石油業協同組合	0158-4-2061
千歳地方石油業協同組合	0123-22-2887	青森県石油商業組合	017-722-1400
岩手県石油商業組合	019-622-9528	宮城県石油商業組合	022-265-1501
福島県石油商業組合	024-546-6252	秋田県石油商業組合	018-862-6981
山形県石油商業組合	023-664-2821	新潟県石油商業組合	025-267-1321
長野県石油商業組合	026-254-5600	群馬県石油商業組合	027-251-1888
栃木県石油商業組合	028-622-0435	茨城県石油商業組合	029-224-2421
千葉県石油商業組合	043-246-5225	埼玉県石油商業組合	049-235-5111
東京都石油商業組合	03-3593-1421	神奈川県石油商業組合	045-641-1351
静岡県石油商業組合	054-282-4337	山梨県石油商業組合	055-233-5850
愛知県石油商業組合	052-322-1550	三重県石油商業組合	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	058-271-2903	富山県石油商業組合	076-429-8811
石川県石油商業組合	076-256-5330	福井県石油商業組合	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	077-522-7369	京都府石油商業組合	075-642-9733
大阪府石油商業組合	06-6362-2910	奈良県石油商業組合	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	073-431-6251	兵庫県石油商業組合	078-321-5611
岡山県石油商業組合	086-246-2040	広島県石油商業組合	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	0859-21-1400	島根県石油商業組合	0852-25-4488
山口県石油商業組合	083-973-4400	徳島県石油商業組合	088-622-6406
高知県石油商業組合	088-831-0439	愛媛県石油商業組合	089-924-3856
香川県石油商業組合	087-833-9665	福岡県石油商業組合	092-272-4564
大分県石油商業組合	097-533-0235	佐賀県石油商業組合	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	095-826-4181	熊本県石油商業組合	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	0985-24-7775	鹿児島県石油商業組合	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	098-998-1871		

S S 過対策協議会

構成員

出光興産株式会社

キグナス石油株式会社

コスモ石油マーケティング株式会社

JXTG エネルギー株式会社

昭和シェル石油株式会

太陽石油株式会社

全国農業協同組合連合会

全国石油商業組合連合会

青森県石油商業組合

宮城県石油商業組合

長野県石油商業組合

山梨県石油商業組合

石油連盟

資源エネルギー庁資源・燃料部

SS過疎地対策ハンドブック

発行

SS過疎地対策協議会事務局

経済産業省

資源エネルギー庁 資源・燃料部

石油流通課

平成28年5月

初版

平成29年5月

第二版

【問い合わせ先】

SS 過疎地対策相談窓口

石油流通課

03-3501-1320